有価証券報告書

（金融商品取引法第24条第１項に基づく報告書）

事業年度　　自　平成20年４月１日
（第４期）　　至　平成21年３月31日

首都高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関一丁目４番１号

(E04373)

目次

【表紙】
第一部【企業情報】 …… 1
第１【企業の概況】 …… 1
　１【主要な経営指標等の推移】 …… 1
　２【沿革】 …… 3
　３【事業の内容】 …… 4
　４【関係会社の状況】 …… 7
　５【従業員の状況】 …… 9
第２【事業の状況】 …… 10
　１【業績等の概要】 …… 10
　２【生産、受注及び販売の状況】 …… 12
　３【対処すべき課題】 …… 13
　４【事業等のリスク】 …… 14
　５【経営上の重要な契約等】 …… 20
　６【研究開発活動】 …… 21
　７【財政状態及び経営成績の分析】 …… 22
第３【設備の状況】 …… 25
　１【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】 …… 25
　２【道路資産】 …… 27
第４【提出会社の状況】 …… 30
　１【株式等の状況】 …… 30
　２【自己株式の取得等の状況】 …… 32
　３【配当政策】 …… 32
　４【株価の推移】 …… 32
　５【役員の状況】 …… 33
　６【コーポレート・ガバナンスの状況等】 …… 35
第５【経理の状況】 …… 39
　１【連結財務諸表等】 …… 40
　２【財務諸表等】 …… 76
第６【提出会社の株式事務の概要】 …… 107
第７【提出会社の参考情報】 …… 108
　１【提出会社の親会社等の情報】 …… 108
　２【その他の参考情報】 …… 108
第二部【提出会社の保証会社等の情報】 …… 109
　［監査報告書］

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年６月26日
【事業年度】	第４期（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）
【会社名】	首都高速道路株式会社
【英訳名】	Metropolitan Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　佐々木　克巳
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目４番１号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長　　国安　博
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関一丁目４番１号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長　　国安　博
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第１期	第２期	第３期	第４期
決算年月	平成18年３月	平成19年３月	平成20年３月	平成21年３月
営業収益（百万円）	143,749	292,373	444,910	306,973
経常利益（百万円）	5,201	4,210	3,115	4,608
当期純利益（百万円）	2,935	2,707	2,037	3,252
純資産額（百万円）	29,935	28,188	30,625	33,944
総資産額（百万円）	402,986	504,704	454,814	548,883
１株当たり純資産額（円）	1,108.73	1,042.90	1,118.37	1,238.83
１株当たり当期純利益金額（円）	108.73	100.28	75.47	120.46
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（円）	－	－	－	－
自己資本比率（%）	7.4	5.6	6.6	6.1
自己資本利益率（%）	10.3	9.3	7.0	10.2
株価収益率（倍）	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△52,487	△96,695	60,298	△84,414
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△1,905	△2,477	△5,196	△17,434
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	39,067	99,426	△57,161	86,953
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	50,807	51,061	49,001	34,106
従業員数（人） ［外、平均臨時雇用人員］	2,633 ［1,057］	2,540 ［1,242］	2,609 ［1,447］	3,150 ［1,314］

（注）１．設立初年度となる第１期連結会計年度は、設立日である平成17年10月１日から平成18年３月31日までの６ヶ月間となります。

２．営業収益には、消費税等は含まれておりません。

３．純資産額の算定にあたり、平成19年３月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。

４．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

５．当社株式は非上場であるため、株価収益率については記載しておりません。

６．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は［　］内に年間平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第１期	第２期	第３期	第４期
決算年月	平成18年３月	平成19年３月	平成20年３月	平成21年３月
営業収益（百万円）	143,749	291,016	443,158	305,241
経常利益（百万円）	5,201	3,963	1,250	2,491
当期純利益（百万円）	2,936	2,555	985	1,989
資本金（百万円）	13,500	13,500	13,500	13,500
発行済株式総数（千株）	27,000	27,000	27,000	27,000
純資産額（百万円）	29,936	28,006	28,992	30,981
総資産額（百万円）	402,943	502,564	449,063	540,894
１株当たり純資産額（円）	1,108.74	1,037.28	1,073.80	1,147.47
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額） （円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
１株当たり当期純利益金額 （円）	108.74	94.65	36.51	73.67
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（円）	－	－	－	－
自己資本比率（％）	7.4	5.6	6.5	5.7
自己資本利益率（％）	10.3	8.8	3.5	6.6
株価収益率（倍）	－	－	－	－
配当性向（％）	－	－	－	－
従業員数（人）	1,152	1,119	1,099	1,119

（注）１．設立初年度となる第１期事業年度は、設立日である平成17年10月１日から平成18年３月31日までの６ヶ月間となります。

２．営業収益には、消費税等は含まれておりません。

３．純資産額の算定にあたり、平成19年３月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。

４．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

５．当社株式は非上場であるため、株価収益率については記載しておりません。

６．従業員数は就業人員（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

２【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第３項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、首都高速道路公団（以下「首都公団」といいます。）の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月１日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	首都高速道路株式会社設立
平成18年２月	首都高速道路サービス㈱（連結子会社）設立
平成18年３月	高速道路株式会社法第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第１項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「都道首都高速１号線等に関する協定」を締結
平成18年４月	財団法人首都高速道路協会から、首都高速道路サービス㈱が休憩所事業のうち休憩施設、店舗運営事業等及び高架下占用駐車場事業の一部を譲受け
平成18年９月	首都高速道路サービス㈱が首都高保険サポート㈱（連結子会社）及び首都高パートナーズ㈱（連結子会社）を設立
平成18年12月	持分法適用関連会社であったトラスティーロード㈱を連結子会社化
平成19年４月	持分法適用関連会社であったユニ㈱、㈱エヌティジェー、㈱トーワン、㈱とうさい、㈱エフイージー、横浜アールエス㈱、ケイエス㈱及び首都高パトロール㈱を連結子会社化 首都高メンテナンス西東京㈱（連結子会社）、首都高メンテナンス東東京㈱（連結子会社）、首都高メンテナンス神奈川㈱（連結子会社）、首都高電気メンテナンス㈱（連結子会社）及び首都高ＥＴＣメンテナンス㈱（連結子会社）設立
平成20年３月	首都高機械メンテナンス㈱（連結子会社）設立
平成20年６月	首都高技術㈱（連結子会社）設立
平成20年７月	トラスティーロード㈱がユニ㈱及び㈱エヌティジェーを吸収合併し、首都高トールサービス西東京㈱に商号変更 ㈱とうさいが㈱トーワン及び㈱エフイージーを吸収合併し、首都高トールサービス東東京㈱に商号変更 ケイエス㈱が横浜アールエス㈱を吸収合併し、首都高トールサービス神奈川㈱に商号変更 首都高パトロール㈱が首都高カー・サポート㈱（連結子会社）を設立

３【事業の内容】

当社及び関係会社（連結子会社15社（平成21年３月31日現在））は、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業の４部門に関係する事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の４部門は、「第５　経理の状況　１連結財務諸表等　(1) 連結財務諸表　注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、首都圏の１都３県（３政令指定都市を含む。）（注１）において、平成18年３月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と締結した「都道首都高速１号線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）（以下「特措法」といいます。）第３条の規定による許可及び同法第４条の規定に基づき、高速道路（注２）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第９条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

当事業において、以下の業務については、当社から下記の連結子会社に委託しております。

料金収受業務	首都高トールサービス西東京㈱、首都高トールサービス東東京㈱、首都高トールサービス神奈川㈱
交通管理業務	首都高パトロール㈱、首都高カー・サポート㈱
維持修繕業務	首都高技術㈱、首都高メンテナンス西東京㈱、首都高メンテナンス東東京㈱、首都高メンテナンス神奈川㈱、首都高電気メンテナンス㈱、首都高ＥＴＣメンテナンス㈱、首都高機械メンテナンス㈱

（注）１．東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、横浜市、川崎市、さいたま市
２．高速道路株式会社法第２条第２項に規定する高速道路をいいます。

(2) 駐車場事業

駐車場事業においては、都市計画駐車場事業及び高架下等駐車場事業等を行っております。

そのうち都市計画駐車場事業については、当社が運営及び管理を行っております。また、高架下等駐車場事業については、連結子会社である首都高速道路サービス㈱が運営及び管理を行っております。

(3) 受託事業

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。

(4) その他の事業

その他の事業においては、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を行っております。

休憩所等事業については、高速道路の休憩施設等の運営及び管理等を行っており、そのうち11箇所の休憩所内商業施設は、連結子会社である首都高速道路サービス㈱が運営及び管理を行っております。また、高架下賃貸施設事業については、当社が高速道路の高架下を利用した賃貸施設の運営及び管理を行っております。

なお、当社グループでは、連結子会社である首都高保険サポート㈱及び首都高パートナーズ㈱を通じて、損害保険代理店事業等及び労働者派遣事業等も行っております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

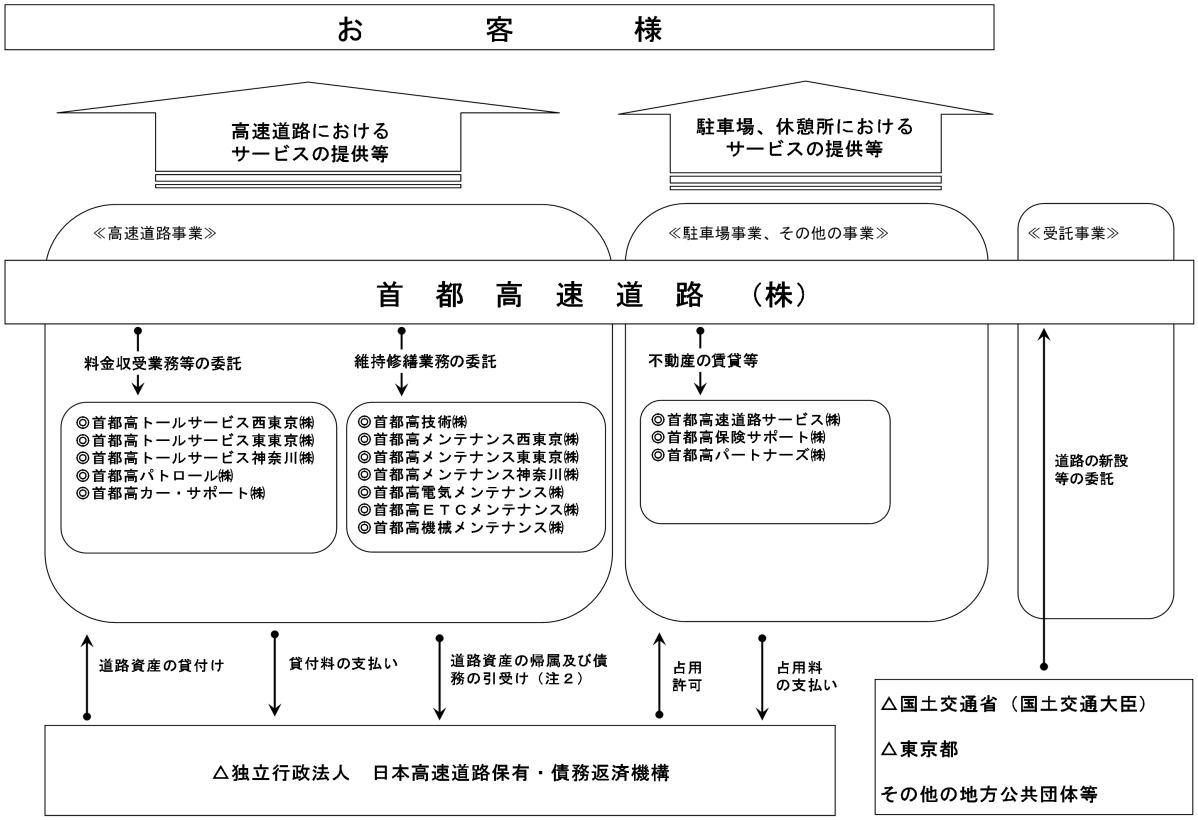

（注）　１．◎は連結子会社、△は関連当事者を示しております。

２．独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下この注において「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（以下この注において「機構法」といいます。）第１５条第１項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、道路整備特別措置法第５１条第２項ないし第４項の規定により機構に帰属するときにおいて、機構法第１４条第１項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内において当該道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

首都高速道路図

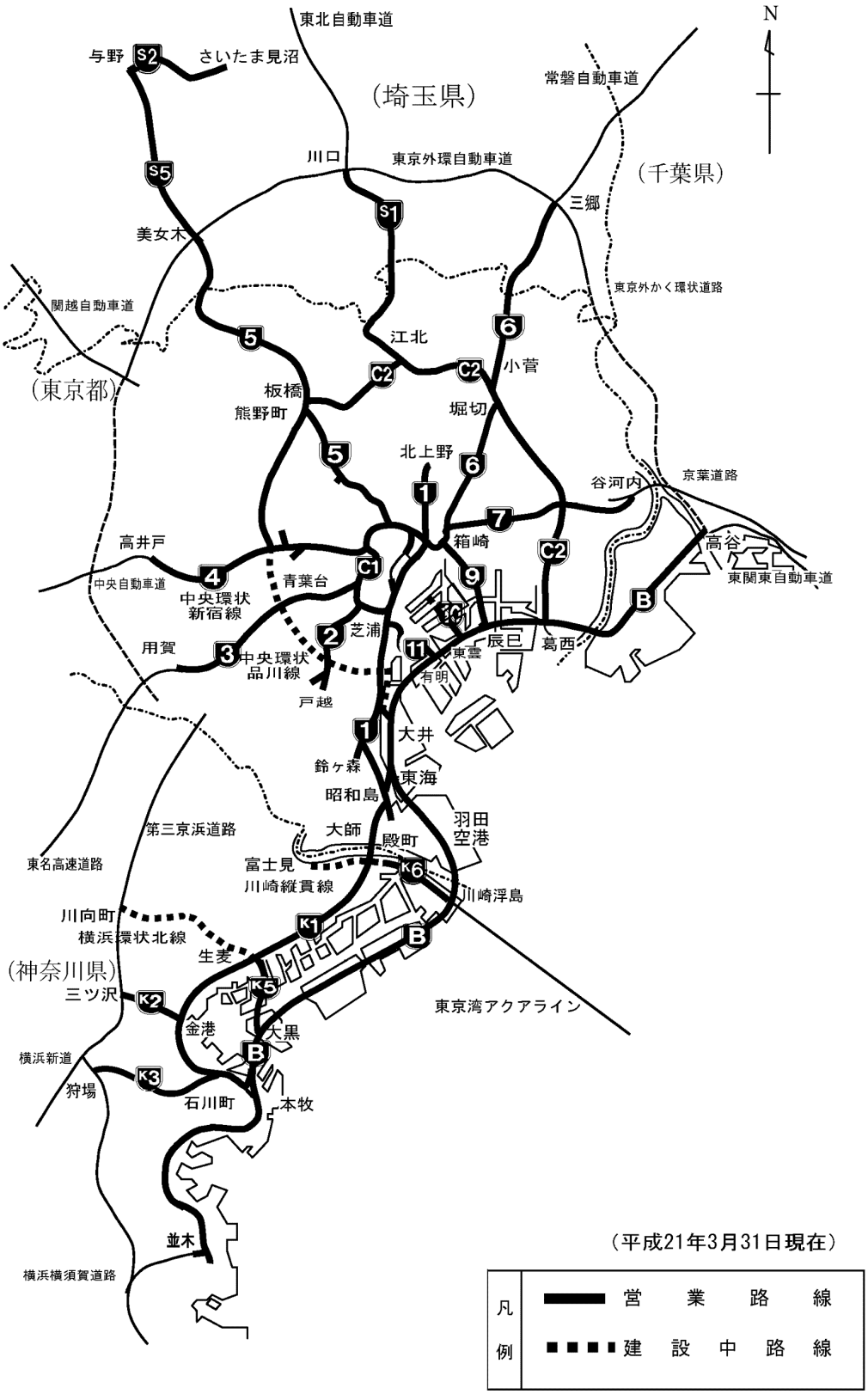
N
東北自動車道
与野
さいたま見沼
(埼玉県)
常磐自動車道
川口
東京外環自動車道
(千葉県)
三郷
美女木
東京外かく環状道路
関越自動車道
江北
小菅
(東京都)
板橋
熊野町
堀切
北上野
谷河内
京葉道路
高井戸
箱崎
高谷
中央自動車道
中央環状
新宿線
青葉台
東関東自動車道
芝浦
用賀
中央環状
品川線
東雲
辰巳
葛西
有明
戸越
大井
鈴ヶ森
東海
昭和島
羽田
空港
第三京浜道路
大師
殿町
東名高速道路
富士見
川崎縦貫線
川崎浮島
川向町
横浜環状北線
生麦
(神奈川県)
三ツ沢
東京湾アクアライン
金港
大黒
横浜新道
狩場
石川町
本牧
並木
横浜横須賀道路
(平成21年3月31日現在)
凡例
営業路線
建設中路線

4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

平成21年３月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
首都高トールサービス西東京㈱	東京都 港区	50	高速道路事業	58.0	料金収受業務を委託しています。 資金援助　あり 設備の賃貸借　なし 役員の兼任等　当社従業員１名
首都高トールサービス東東京㈱	東京都 北区	50	高速道路事業	81.9	料金収受業務を委託しています。 資金援助　あり 設備の賃貸借　なし 役員の兼任等　当社従業員１名
首都高トールサービス神奈川㈱	横浜市 神奈川区	50	高速道路事業	66.5	料金収受業務を委託しています。 資金援助　あり 設備の賃貸借　なし 役員の兼任等　当社従業員１名
首都高パトロール㈱	東京都 港区	40	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しています。 資金援助　なし 設備の賃貸借　なし 役員の兼任等　当社従業員１名
首都高カー・サポート㈱	東京都 港区	20	高速道路事業	100.0 (100.0)	交通管理業務を委託しています。 資金援助　なし 設備の賃貸借　なし 役員の兼任等　当社従業員１名
首都高技術㈱	東京都 港区	40	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助　なし 設備の賃貸借　なし 役員の兼任等　当社従業員１名
首都高メンテナンス西東京㈱	東京都 中央区	40	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助　なし 設備の賃貸借　なし 役員の兼任等　なし
首都高メンテナンス東東京㈱	東京都 中央区	40	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助　なし 設備の賃貸借　なし 役員の兼任等　当社従業員１名
首都高メンテナンス神奈川㈱	横浜市 神奈川区	40	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助　なし 設備の賃貸借　なし 役員の兼任等　当社従業員１名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
首都高電気メンテナンス㈱	東京都 中央区	40	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助　　なし 設備の賃貸借　　なし 役員の兼任等　　当社従業員２名
首都高ＥＴＣメンテナンス㈱	東京都 港区	40	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助　　なし 設備の賃貸借　　なし 役員の兼任等　　当社従業員１名
首都高機械メンテナンス㈱	東京都 文京区	40	高速道路 事業	100.0	維持修繕業務を委託しています。 資金援助　　なし 設備の賃貸借　　なし 役員の兼任等　　当社従業員２名
首都高速道路サービス㈱	東京都 港区	30	駐車場 事業、 その他の 事業	100.0	休憩施設等及び高架下占用駐車場の運営及び管理を委託しています。 なお、八潮休憩所及び川口休憩所の休憩施設に係る土地を賃貸しています。 資金援助　　なし 役員の兼任等　　当社従業員１名
首都高保険サポート㈱	東京都 港区	10	その他の 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助　　なし 設備の賃貸借　　なし 役員の兼任等　　なし
首都高パートナーズ㈱	東京都 港区	10	その他の 事業	100.0 (100.0)	人材派遣契約を締結しています。 資金援助　　なし 設備の賃貸借　　なし 役員の兼任等　　なし

（注）１．主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
　　２．議決権の所有割合の（　）内は、間接所有割合で内数となっております。

５【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年３月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	2,960 [1,311]
受託事業	
駐車場事業	48 [3]
その他の事業	
全社（共通）	142 [－]
計	3,150 [1,314]

（注）１．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は［　］内に年間平均人員を外数で記載しております。

２．高速道路事業及び受託事業、駐車場事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、それぞれ一括して記載しております。

３．従業員数が前連結会計年度末に比べて541名増加しておりますが、これは連結子会社である首都高カー・サポート㈱、首都高技術㈱及び首都高機械メンテナンス㈱が新たに事業を開始したこと等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成21年３月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
1,119	42.7	17.3	9,052,406

（注）１．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

２．平均勤続年数は、首都公団における勤続年数を含んでおります。

３．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、首都高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。

なお、提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は、世界的な金融危機・世界経済減速により弱含みで推移しましたが、後半は、金融危機の深刻化や為替相場の変動等により、輸出・生産や企業収益が大幅に減少するなど急速に悪化し、極めて厳しい状況となりました。

このような経済状況の下、当社においては、平成21年２月11日に晴海線（東雲ジャンクション～豊洲出入口間1.5km）を新たに開通させるとともに、神奈川１号横羽線大師出入口（横浜方向）を同年３月29日に完成させるなどの事業を展開してまいりました。これらの開通等により、首都高速道路ネットワークの利便性の向上、アクセス強化が図られております。

利用交通量は、普通車は対前期比2.7％減、大型車は6.4％減となり、全体としては前期より3.0％減の407百万台（111万台/日）となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、５箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

グループ経営においては、料金収受業務に係る連結子会社８社を３社に再編するとともに、高速道路事業における維持修繕業務（構造物点検）に係る連結子会社１社及び交通管理業務（車両の運転及び故障車、事故車の救援等）に係る連結子会社１社を設立しました。これにより当社グループ会社は、高速道路におけるサービスの提供等を行う料金収受子会社３社、交通管理子会社２社及び維持修繕子会社７社並びに駐車場、パーキングエリアにおけるサービスの提供等を行う子会社３社の計15社となっております。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、料金収入等の減及び道路資産完成高の減により前期比31％減の306,973百万円となり、営業利益は前期比59％増の4,052百万円、経常利益は前期比47％増の4,608百万円、法人税等を控除した当期純利益は前期比59％増の3,252百万円となりました。事業の種類別セグメントごとの業績の概要は下記のとおりであります。

なお、セグメント別の売上高及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1) 連結財務諸表　注記事項　（セグメント情報）」を併せてご参照下さい。

①　高速道路事業

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は295.0kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るために普及に努めているＥＴＣについては、従来から実施しているパーキングエリア等におけるワンストップサービスや曜日別時間帯別割引等を実施してまいりました。その結果、ＥＴＣの利用率は、平成21年３月第４週の週間平均が83.3％となり、前期比で3.0％の増となっております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ホームページに設けたグリーンポストやお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見を各種改善に反映し、サービス向上に努めてまいりました。

さらに、お客様に、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、走行環境の改善やパーキングエリアのリニューアル等を行ってまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入等は景気後退やタンクローリー火災事故に伴う通行止めの影響等により、前期比３％減の246,907百万円となりました。

高速道路の新設については、首都高速道路の最大の課題である渋滞を解消すべく、中央環状新宿線（３号渋谷線～４号新宿線間4.3km）の平成21年度中の開通、中央環状線の最終区間である中央環状品川線（３号渋谷線～湾岸線間9.4km）の平成25年度中の開通に向け事業推進に努めるなど、５路線29.0kmの整備を行ってまいりました。

このうち晴海線（東雲ジャンクション～豊洲出入口間1.5km）を平成21年２月11日に、神奈川１号横羽線大師出入口（横浜方向）を同年３月29日に完成させました。

また、高速道路の改築等については、出入口増設等事業として王子南出入口の整備等、地震災害時の安全強化のため支承・連結装置の耐震性向上対策等の防災安全対策を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の更新を行ってまいりました。

営業収益のうち、機構への債務引渡しに伴う道路資産完成高は、晴海線（東雲ジャンクション～豊洲出入口）及び神奈川１号横羽線大師出入口の開通等があったものの、前期の中央環状新宿線（４号新宿線～５号池袋線間）の開通等による道路資産完成高を下回ることから前期比76％減の43,588百万円となりました。

営業費用は、道路資産完成原価が前期を下回ったこと等により、前期比34％減の287,411百万円となりまし

た。
以上の結果、営業利益は前期比72％増の3,084百万円となりました。
（注）　料金収入等は、営業収益から道路資産完成高を控除したものであり、前連結会計年度の料金収入等は255,858百万円であります。

② 駐車場事業
都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、長期安定的な定期顧客の獲得とお客様にご利用しやすい料金の設定等の取組を行いました。また、新規駐車場の開設を行ってまいりました。
この結果、営業収益は前期比１％減の2,802百万円となりました。
主に駐車場の管理費用の支出等により、営業費用は前期比３％減の2,218百万円となりました。
以上の結果、営業利益は前期比２％増の584百万円となりました。

③ 受託事業
横浜環状北線建設事業と同事業に関連する都市計画道路事業の用地取得等をはじめ、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施した結果、営業収益は前期比397％増の12,843百万円、営業費用は前期比388％増の12,614百万円となりました。
以上の結果、営業利益は229百万円（前連結会計年度は営業損失２百万円）となりました。

④ その他の事業
休憩所等事業として、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、代々木パーキングエリアや川口パーキングエリアのリニューアル、夏季繁忙期の販売促進イベントの実施、営業時間の延長等お客様のご要望に合致した施策を行ってまいりました。
また、高架下賃貸施設の運営及び管理等を行ってまいりました。
この結果、営業収益は前期比16％増の1,077百万円となりました。
休憩所施設の管理費用の支出等により、営業費用は前期比25％増の919百万円となりました。
以上の結果、営業利益は前期比16％減の157百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況
（営業活動によるキャッシュ・フロー）
税金等調整前当期純利益4,210百万円に加え、非資金項目である減価償却費が5,374百万円となりましたが、仕掛道路資産の増加額が65,034百万円となったこと等から、営業活動によるキャッシュ・フローは84,414百万円の資金支出（前連結会計年度は資金収入60,298百万円）となりました。
なお、上記仕掛道路資産の増加額は、特措法第51条第２項及び第４項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）
主に、料金所施設、ＥＴＣ設備等の設備投資を行ったことにより、投資活動によるキャッシュ・フローは前期比235％増の17,434百万円の資金支出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）
道路建設関係長期借入れによる収入80,416百万円、道路建設関係社債（政府保証債及び普通社債）の発行による収入38,283百万円等による収入があった一方、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第１項による債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額44,567百万円等があり、財務活動によるキャッシュ・フローは、86,953百万円の資金収入（前連結会計年度は資金支出57,161百万円）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、期首に比べ14,894百万円減少し、34,106百万円となりました。

（参考情報）

提出会社の当事業年度（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりであります。

（注）　本明細表は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）第６条の規定により作成しております。

	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	
区　分	（単位：百万円）	
１．営業収益		
料金収入	240,946	
道路資産完成高	43,588	
その他の売上高	5,912	290,448
２．営業外収益		
受取利息	10	
有価証券利息	21	
土地物件貸付料	65	
雑収入	49	146
高速道路事業営業収益等合計		290,594

２【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「１　業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

３【対処すべき課題】

中期経営計画「PROJECT SHUTOKO 2008」（計画期間：平成18年度～平成20年度）の最終年度である今期は、距離別料金への移行に取り組んでまいりましたが、平成20年８月の「安心実現のための緊急総合対策」及び同年10月の「生活対策」に基づき、現行の均一料金を平成22年度末まで継続することとしました。また、「生活対策」等に基づく高速道路料金の引下げのため「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、高速道路利便増進事業に関する計画を、機構とともに策定し、国土交通大臣の同意を得ました。この計画に基づき、機構債務の一部が一般会計に承継され、併せて機構との「都道首都高速１号線等に関する協定」における料金の額及び貸付料等を平成21年３月末に変更しました。

当社としては、新たな中期経営計画を策定し、「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献する」という基本理念の更なる推進に取り組んでまいりますとともに、距離別料金の導入に向けて、関係機関等と引き続き協議してまいります。

［高速道路事業］

平成18年７月に策定した首都高渋滞対策アクションプログラムに基づき、ネットワーク整備やボトルネック対策等を着実に進めてまいります。

特に、ネットワーク整備の要となる中央環状新宿線・品川線については、平成19年度に開通した４号新宿線～５号池袋線間に続き、３号渋谷線～４号新宿線間4.3kmの平成21年度中の開通による新宿線の全線開通と品川線（３号渋谷線～湾岸線間9.4km）の平成25年度中の開通に向け、事業推進に努めてまいります。

安全対策を更に推進するための取組として、ＥＴＣ利用率の増加に伴い利用環境が変化している料金所付近における「料金所総合安全対策」等を進めてまいります。

不正通行の撲滅に向け、不正通行監視設備による不正通行等車両の捕捉を強化し、不正通行者を警察へ通報するとともに、割増金を含めた通行料金の請求・回収の強化を図ってまいります。

構造物の老朽化への対応としては、アセットマネジメントの考え方を活用しながら、確実で効率的な点検・補修を実施し、道路構造物の予防保全を徹底してまいります。

なお、引き続き道路の適切な管理水準を維持しつつ、コスト管理を徹底します。また、子会社に対し、首都高グループとして経営方針の徹底を図ってまいります。

［高速道路事業以外の事業］

首都高速道路をご利用になるお客様、首都圏にお住まいの皆様の豊かな生活実現のため、首都高速道路に関連する新たなライフスタイルを提案し、地域の価値を高める様々なバリューアップ事業を総合的に展開し、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

このため駐車場事業や休憩所事業等を中心として長期安定的な経営基盤強化を図りつつ、首都高速道路をご利用になるお客様や地域のお客様の生活の質的な向上に資するため、道路空間、未利用地を活用した利便増進施設の整備やロジスティクス事業を進めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針でありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

１．民営化について

(1) 経緯

当社は、首都公団、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月１日の高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）（以下「整備法」といいます。）及び民営化関係法施行法（以下、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。）の施行により、機構、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、当社、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法

① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第１条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第５条）、機構との協定（第６条）等について規定しております。

② 概要

（ア）国土交通大臣による認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第３条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第１項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第１項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

b 事業範囲外の高速道路における業務（第５条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等（第９条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画（第10条）

毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を必要とします。

e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が１年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

（イ）その他の規制事項

a　調査への協力（第７条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b　会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後３月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c　国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に立入検査をさせることができます。

（ウ）政府の財政支援

a　政府（当社、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱にあっては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません（第３条第１項）。

b　政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第３条）。

（エ）特例措置（第８条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法

①　目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第１条）。特措法には、会社による高速道路の整備等（第３条から第９条）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第２条第１項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）をいいます。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

②　概要

（ア）国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a　高速道路の新設又は改築（第３条）

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b　供用約款（第６条）

許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

c　工事の廃止（第21条）

許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときには、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d　料金徴収の対象等（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e　他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）

高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。

（イ）道路資産等の帰属（第51条）

a　高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。

b　高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

c　高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

（ウ）その他の事項

a　高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第４条）

高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされております。

b　供用約款の掲示（第７条）

高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

c　高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第９条）

高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあっては道路法第18条第１項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。

d　料金の額等の基準（第23条）

料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されております。

e　公告（第22条、第24条、第25条）

高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。

高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f　割増金（第26条、第42条）

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g　道路の工事の検査（第27条）

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h　法令違反等に関する監督（第46条）

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) aの許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) aにより維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

i　料金に関する監督（第47条）

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j　道路の管理に関する勧告等（第48条）

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第１条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第１条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第２条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月１日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

２．政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「１．民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これら法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

３．機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第５条に掲げる事業を営むために、同法第６条第１項及び機構法第13条第１項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね５年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、当該協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ当該協定において定められている計画収入の額と比較して１％を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、当該協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法等を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「１．民営化について　(3) 道路整備特別措置法　② 概要　（ウ）その他の事項　ｄ料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、当該協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を１％を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

４．債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産が機構に帰属する時期が遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「１．民営化について　(3) 道路整備特別措置法　②　概要　（イ）道路資産等の帰属（第51条）ａ」をご参照下さい。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

５．他の連帯債務者の存在

当社及び機構は、それぞれ、首都公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と機構との間に、一部連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条をご参照下さい。）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重畳的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、機構の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

６．外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

７．季節性

当社グループの高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

８．他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社等の対抗輸送機関と、駐車場事業においては他の近隣の駐車場施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

９．経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、休憩所その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10．コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するノンストップ自動料金支払システム（ＥＴＣ）及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11．自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加等の被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、休憩所その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12．不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13．訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続の対象となる可能性があります。

本有価証券報告書提出日現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来重大な訴訟その他の法的手続が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14．税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産に係る税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15．個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

５【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第６条第１項及び機構法第13条第１項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「都道首都高速１号線等に関する協定」）を平成18年３月31日付で締結しております（平成18年４月１日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第５条第１項第１号又は第２号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね５年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、当該協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、①あらかじめ当該協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、計画収入の１％に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、当該協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、計画収入の１％に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、当該協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

なお、当社及び機構は、平成20年10月の「生活対策」等に基づく高速道路料金の引下げに必要となる「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」による一連の手続きに伴い、平成21年３月31日付で当該協定を一部変更しており、平成21年度から29年度までの貸付料の額及び当社が徴収する料金の額等が変更されております。

(2) 吸収合併に関する契約について

当社が行う高速道路の料金収受業務について、当社グループの一部門として当該業務を効率的に実施することを目的として、当社の連結子会社間において下記のとおりの吸収合併契約を締結し、それぞれ平成20年７月１日を合併期日として、吸収合併を行っております。

① トラスティーロード㈱、ユニ㈱及び㈱エヌティジェー間の吸収合併

３社は平成20年５月８日付けで吸収合併契約書を締結し、当該吸収合併契約書は同月23日に開催された各社の臨時株主総会において承認されております。

合併の概要は、次のとおりであります。

（ア）合併の方法：

トラスティーロード㈱を存続会社とし、ユニ㈱及び㈱エヌティジェーを消滅会社とする吸収合併であります。

（イ）合併後の商号：首都高トールサービス西東京㈱に商号変更いたしました。

（ウ）合併に際して割当てられる株式の数：

トラスティーロード㈱は、合併に際して合併期日前日の最終のユニ㈱及び㈱エヌティジェーの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するユニ㈱及び㈱エヌティジェーの普通株式１株につき、トラスティーロード㈱の普通株式をそれぞれ2.22株及び0.21株の割合をもって割当交付します。

（エ）合併比率の算定根拠：

合併比率については、トラスティーロード㈱、ユニ㈱及び㈱エヌティジェーの純資産価額を基礎として総合的に検討した結果、上記(ウ)のとおりの割合とするのが相当と判断し、算定いたしました。

（オ）引継資産・負債の状況：

（資産）		（負債）	
流動資産	855百万円	流動負債	347百万円
固定資産	20百万円	固定負債	13百万円
合計	876百万円	合計	361百万円

（カ）吸収合併存続会社となる会社の概要：

資本金：50百万円

事業内容：高速道路の料金収受業務

② ㈱とうさい、㈱トーワン及び㈱エフイージー間の吸収合併

３社は平成20年５月２日付けで吸収合併契約書を締結し、当該吸収合併契約書は同月26日に開催された各社の臨時株主総会において承認されております。

合併の概要は、次のとおりであります。

（ア）合併の方法：

㈱とうさいを存続会社とし、㈱トーワン及び㈱エフイージーを消滅会社とする吸収合併であります。

（イ）合併後の商号：首都高トールサービス東東京㈱に商号変更いたしました。

（ウ）合併に際して割当てられる株式の数

㈱とうさいは、合併に際して合併期日前日の最終の㈱トーワン及び㈱エフイージーの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する㈱トーワン及び㈱エフイージーの普通株式１株につき、㈱とうさいの普通株式をそれぞれ3.21株及び0.70株の割合をもって割当交付します。

（エ）合併比率の算定根拠

合併比率については、㈱とうさい、㈱トーワン及び㈱エフイージーの純資産価額を基礎として総合的に検討した結果、上記(ウ)のとおりの割合とするのが相当と判断し、算定いたしました。

（オ）引継資産・負債の状況

（資産）		（負債）	
流動資産	956百万円	流動負債	387百万円
固定資産	16百万円	固定負債	－
合計	973百万円	合計	387百万円

（カ）吸収合併存続会社となる会社の概要

資本金：50百万円

事業内容：高速道路の料金収受業務

③ ケイエス㈱及び横浜アールエス㈱間の吸収合併

両社は平成20年５月７日付けで吸収合併契約書を締結し、当該吸収合併契約書は同月22日に開催された両社の臨時株主総会において承認されております。

合併の概要は、次のとおりであります。

（ア）合併の方法：

ケイエス㈱を存続会社とし、横浜アールエス㈱を消滅会社とする吸収合併であります。

（イ）合併後の商号：首都高トールサービス神奈川㈱に商号変更いたしました。

（ウ）合併に際して割当てられる株式の数

ケイエス㈱は、合併に際して合併期日前日の最終の横浜アールエス㈱の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する横浜アールエス㈱の普通株式１株につき、ケイエス㈱の普通株式を1.23株の割合をもって割当交付します。

（エ）合併比率の算定根拠

合併比率については、ケイエス㈱及び横浜アールエス㈱の純資産価額を基礎として総合的に検討した結果、上記(ウ)のとおりの割合とするのが相当と判断し、算定いたしました。

（オ）引継資産・負債の状況

（資産）		（負債）	
流動資産	287百万円	流動負債	140百万円
固定資産	7百万円	固定負債	33百万円
合計	294百万円	合計	174百万円

（カ）吸収合併存続会社となる会社の概要

資本金：50百万円

事業内容：高速道路の料金収受業務

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業については、第１期連結会計年度においては暫定協定に基づき、また第２期連結会計年度以降は高速道路会社法及び機構法の規定により機構と平成18年３月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる暫定協定、協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備え、内部留保することとしております。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第１項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第２項ないし第４項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第１項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱いは機構が行うこととなります。

また、首都公団の民営化に伴い当社及び機構が承継した首都公団の債務の一部について、当社と、機構との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積もりを行う必要があります。当該見積もりについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積もり特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積もりと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第５　経理の状況　１連結財務諸表等(1) 連結財務諸表　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について　② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第２項ないし第４項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高の計上基準

道路資産完成高及び工事に係る受託業務収入の計上について工事完成基準を採用しております。

③ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

④ 固定資産の減損

固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出しております。なお、当社グループにおいては、平成17年10月１日の設立に際し全ての固定資産を時価で評価しており、当連結会計年度においては固定資産について価値の低下が生じた事実が認められないため、減損処理は行っておりません。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度の営業収益は、合計で前期比31％減の306,973百万円となりました。

高速道路事業については、交通量は景気後退やタンクローリー火災事故に伴う通行止めの影響等により前期比3.2万台/日の減となり、料金収入等は前期比３％減の246,907百万円となりました。また、機構への債務引渡しに伴う道路資産完成高は、晴海線（東雲ジャンクション～豊洲出入口）及び神奈川１号横羽線大師出入口の開通等があったものの、前期の中央環状新宿線（４号新宿線～５号池袋線）の開通等による道路資産完成高を下回ることから前期比76％減の43,588百万円となりました。

駐車場事業については、都市計画駐車場における時間貸し及び定期駐車収入等により2,802百万円となりました。

受託事業については、横浜環状北線建設事業と同事業に関連する都市計画道路事業の用地取得等をはじめ、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施したことにより12,843百万円となりました。

その他の事業については、1,077百万円となりました。

② 営業利益

当連結会計年度の営業費用は、合計で前期比31％減の302,920百万円となりました。

高速道路事業については、協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により前期比34％減の287,411百万円となりました。

駐車場事業については、主に駐車場の管理費用の支出等により2,218百万円、受託事業については12,614百万円、その他の事業については休憩所施設や高架下賃貸施設の管理費用の支出等により919百万円となりました。

以上により、当連結会計年度における営業利益は合計で前期比59％増の4,052百万円となりました。その内訳は、高速道路事業が3,084百万円、駐車場事業が584百万円、受託事業が229百万円、その他の事業が157百万円の営業利益となっております。

なお、セグメント別の営業収益、営業費用及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1) 連結財務諸表　注記事項（セグメント情報）」を併せてご参照下さい。

③ 営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、負ののれん償却額463百万円等の計上により前期比０％減の856百万円、営業外費用は、利息の支払い201百万円等により前期比４％増の300百万円となりました。

④ 経常利益

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は前期比47％増の4,608百万円となりました。

⑤ 特別損益

当連結会計年度の特別損失は、退職給付費用297百万円等の計上により397百万円となりました。

⑥ 当期純利益

法人税等を控除した当期純利益は前期比59％増の3,252百万円となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第２　事業の状況　１　業績等の概要　(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（政府保証債及び普通社債）の発行並びに機構及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第２項ないし第４項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第３　設備の状況」に記載しております。

第３【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第２項ないし第４項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第３項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が首都公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第３設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「１　借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「２　道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「２　道路資産」において併せて記載しております。

１【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当連結会計年度においては、総額22,851百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びＥＴＣ設備等に総額21,762百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業のうち複数のセグメントに関連する資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っておりません。

なお、当連結会計年度において、重要な資産の売却、撤去等はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

①　提出会社

平成21年３月31日現在

事業所名 （所在地）	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 （人）
			建物及び構築物	機械装置及び車両運搬具	土地 （面積 千㎡）	リース資産	その他	合計	
北上野本線料金所他170箇所等　（注２） （東京都台東区他）	高速道路事業	料金徴収施設等	17,136	35,907	268 (1)	－	873	54,186	－
汐留駐車場他58箇所 （注３） （東京都中央区他）	駐車場事業	駐車施設	3,617	－	－ (－) [276]	－	52	3,670	－
平和島（上り）休憩所他19箇所等　（注４） （東京都大田区他）	その他の事業	休憩所施設等	92	－	375 (1) [4]	－	－	467	－
高架下賃貸施設 （注４） （東京都港区他）	その他の事業	高架下賃貸施設	10	－	－ (－) [6]	－	－	10	－
本社他５事業所及び社宅等　（注５） （東京都千代田区他）	全社（共通）	本社、事業所及び社宅等	4,399	39	7,372 (42) [0]	－	898	12,709	1,119

（注）１．帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」及び「無形固定資産」の合計であります。

２．北上野本線料金所他170箇所等における建物の一部を賃借しており、年間賃借料の合計は、40百万円であります。

３．汐留駐車場他58箇所の土地を機構等から占用しており、年間占用料の合計は、410百万円であります。なお、占用している土地の面積については、［　］で外書きしております。

４．平和島（上り）休憩所他19箇所における休憩施設の土地等及び高架下賃貸施設の土地を機構から占用しており、年間占用料の合計は31百万円であります。なお、占用している土地の面積については、［　］で外書きしております。

５．本社他５事業所及び社宅等における土地及び建物の一部を賃借しており、年間賃借料の合計は、956百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、［　］で外書きしております。

６．管理事務所等の建物及び土地は、後記「２　道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載しておりません。

7．現在休止中の主要な設備はありません。
8．上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器等を賃借しており、年間賃借料の合計は、116百万円であります。
9．上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

平成21年３月31日現在

会社名	事業所名（所在地）	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数（人）
				建物及び構築物	機械装置及び車両運搬具	土地（面積千㎡）	リース資産	その他	合計	
首都高トールサービス西東京㈱	本社（東京都港区）	高速道路事業	車両運搬具等	0	5	－	－	5	11	185［827］
首都高トールサービス東東京㈱	本社（東京都港区）	高速道路事業	ソフトウエア等	0	0	－	2	3	6	562［184］
首都高トールサービス神奈川㈱	本社（東京都板橋区）	高速道路事業	本社機器等	3	4	－	－	9	17	223［274］
首都高パトロール㈱	本社（東京都港区）	高速道路事業	本社間仕切り等	16	3	－	－	16	37	405
首都高カー・サポート㈱	本社（東京都北区）	高速道路事業	－	－	－	－	－	－	－	49
首都高技術㈱	本社（東京都台東区）	高速道路事業	本社機器等	34	26	－	50	19	130	196［14］
首都高メンテナンス西東京㈱	本社（東京都中央区）	高速道路事業	車両運搬具等	21	62	－	－	39	122	72
首都高メンテナンス東東京㈱	本社（東京都中央区）	高速道路事業	車両運搬具等	1	96	－	－	6	104	54
首都高メンテナンス神奈川㈱	本社（横浜市神奈川区）	高速道路事業	車両運搬具等	0	51	－	6	2	60	30［2］
首都高電気メンテナンス㈱	本社（東京都中央区）	高速道路事業	車両運搬具等	－	34	－	17	22	74	126［5］
首都高ＥＴＣメンテナンス㈱	本社（東京都港区）	高速道路事業	本社機器等	－	4	－	－	5	10	28［5］
首都高機械メンテナンス㈱	本社（東京都文京区）	高速道路事業	車両運搬具等	－	16	－	－	12	29	66
首都高速道路サービス㈱	大田市場駐車場他58箇所（東京都大田区他）	駐車場事業	駐車施設	303	－	－	－	14	317	29［1］
	大黒休憩所他10箇所（横浜市鶴見区他）	その他の事業	営業用建物	590	－	－	－	9	600	
	本社等（東京都港区他）	全社（共通）	本社間仕切り等	39	－	11（0）	－	19	70	
首都高保険サポート㈱	本社（東京都港区）	その他の事業	本社機器等	－	－	－	－	0	0	4［1］
首都高パートナーズ㈱	本社（東京都港区）	その他の事業	ソフトウェア等	－	－	－	－	1	1	2［1］

（注）1．帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」及び「無形固定資産」の合計であります。
2．建物の一部を賃借しており、年間賃借料の合計は、235百万円であります。
3．現在休止中の主要な設備はありません。
4．上記の他、主要なリース設備として工事車両等を賃借しており、年間賃借料の合計は181百万円であります。
5．従業員数の［　］は、臨時従業員数を外書きしております。
6．上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備に係る重要な設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 豊洲料金所他 181箇所等	東京都中央区他	高速道路事業	料金徴収施設等	53,638	33,034	自己資金及び借入金	平成18年４月	平成27年３月
当社白魚橋駐車場他20箇所	東京都中央区他	駐車場事業及びその他の事業	駐車場設備等	1,068	―	自己資金及び借入金	平成20年12月	平成22年２月

(注) １．総額は、消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、一般管理費相当額が含まれております。

２．豊洲料金所他181箇所等に係る既支払額は、平成18年４月１日以降平成21年３月31日までの建設仮勘定の増加額を記載しております。

２【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、都道首都高速１号線等の新設、改築及び修繕等を通じ総額111,806百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い機構に帰属することとなった仕掛道路資産当期減少額43,588百万円の内訳は下表のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 (注１)	道路資産価額 (百万円) (注２)
都道首都高速板橋足立線	王子南出入口（改築）	平成20年４月	66
都道首都高速晴海線	江東区豊洲六丁目～江東区有明二丁目（新設）	平成21年２月	23,432
都道高速湾岸線	有明辰巳ジャンクション間改良（改築）	平成21年２月	476
川崎市道高速縦貫線	川崎市川崎区大師河原一丁目～川崎市川崎区大師河原二丁目（新設）	平成21年３月	10,489
都道首都高速１号線等	修繕	平成20年６月	9,123
		平成20年９月	
		平成20年12月	
		平成21年３月	
合計		―	43,588

(注) １．仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

２．道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

平成21年３月31日現在

区分		年間賃借料（百万円）（注１）
地域路線網	都道首都高速１号線	183,405
	都道首都高速２号線	
	都道首都高速２号分岐線	
	都道首都高速３号線	
	都道首都高速４号線	
	都道首都高速４号分岐線	
	都道首都高速５号線	
	都道首都高速６号線	
	都道首都高速７号線	
	都道首都高速８号線	
	都道首都高速９号線	
	都道首都高速晴海線	
	都道首都高速11号線	
	都道首都高速葛飾江戸川線	
	都道首都高速板橋足立線	
	都道首都高速目黒板橋線	
	都道高速湾岸線	
	都道首都高速湾岸分岐線	
	都道高速横浜羽田空港線	
	都道高速葛飾川口線	
	都道高速足立三郷線	
	都道高速板橋戸田線	
	神奈川県道高速横浜羽田空港線	
	神奈川県道高速湾岸線	
	埼玉県道高速葛飾川口線	
	埼玉県道高速足立三郷線	
	埼玉県道高速板橋戸田線	
	埼玉県道高速さいたま戸田線	
	千葉県道高速湾岸線	
	横浜市道高速１号線	
	横浜市道高速２号線	
	横浜市道高速湾岸線	
	川崎市道高速縦貫線	
合計		183,405

（注）１．機構から借り受けた道路資産に係る当連結会計年度における賃借料を記載しております。この賃借料は、上記の地域路線網に対するものであり、当該地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。また、この賃借料は、協定の規定に従い、実績収入が減算基準額を下回ったことにより、協定に定める道路資産賃借料197,440百万円から14,035百万円を減算しております。

２．当連結会計年度末までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。

３．上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産に係る重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第２項ないし第４項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 （百万円） （注２）	既支払額 （百万円） （注３）（注４）	着手（注５）	完了（注６）
都道首都高速晴海線	37,941	24,334 [24,138]	平成13年12月	平成25年３月
都道首都高速目黒板橋線	462,700	354,926 [168,800]	平成３年３月	平成26年３月
都道首都高速品川目黒線	216,064	11,283 [－]	平成18年４月	平成26年３月
横浜市道高速横浜環状北線	357,636	62,006 [－]	平成13年12月	平成25年３月
川崎市道高速縦貫線	57,537	37,867 [10,489]	平成３年３月	平成23年３月
改築事業等（注７）	284,209	93,907 [28,344]	平成18年４月	平成27年３月

（注）１．協定に基づく高速道路の新設又は改築等により建設する仕掛道路資産について記載しております。

２．総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。

３．既支払額は、各路線の仕掛道路資産の残高及び既に機構に帰属した道路資産の額を記載しております。なお、当該金額には民営化時に再評価を行った仕掛道路資産の金額が含まれております。

４．既に機構に帰属した道路資産の額を［　］で外書きしております。

５．当社設立が平成17年10月１日であるため、設立以前に首都公団が着手した時期を記載しているものがあります。

６．道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。

７．改築事業等の内訳は下記のとおりです。

都道首都高速５号線（改築）板橋熊野町ＪＣＴ間改良、都道首都高速７号線（改築）小松川ＪＣＴ（仮称）、都道首都高速板橋足立線（改築）王子南出入口、都道高速湾岸線（改築）有明辰巳ＪＣＴ間改良、首都高速道路　東京地区（改築）（防災・安全対策）、首都高速道路　埼玉地区（改築）（防災・安全対策）、首都高速道路　千葉地区（改築）（防災・安全対策）、首都高速道路　横浜地区（改築）（防災・安全対策）、首都高速道路　川崎地区（改築）（防災・安全対策）、首都高速道路　さいたま地区（改築）（防災・安全対策）、修繕に係る工事

８．所要資金は、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れにより調達する予定です。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	108,000,000
計	108,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数　（株） （平成21年３月31日）	提出日現在 発行数（株） （平成21年６月26日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	27,000,000	27,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	27,000,000	27,000,000	－	－

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
平成17年10月1日	27,000,000	27,000,000	13,500	13,500	13,500	13,500

（注）　発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。
なお、首都公団は、民営化関係法施行法第６条、第７条及び第９条の規定に基づき、平成17年10月１日付で首都高速道路株式会社にその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第２項第１号の規定に基づき、政府及び地方公共団体に承継されております。１株当たりの発行価額は、1,000円です。

（５）【所有者別状況】

平成21年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	7	－	－	－	－	－	－	7	－
所有株式数（単元）	269,997	－	－	－	－	－	－	269,997	300
所有株式数の割合（％）	100.0	－	－	－	－	－	－	100.0	－

（６）【大株主の状況】

平成21年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関２丁目１番３号	13,499,997	49.99
東京都	東京都新宿区西新宿２丁目８番１号	7,215,618	26.72
神奈川県	横浜市中区日本大通１	2,236,443	8.28
埼玉県	さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号	1,593,702	5.90
横浜市	横浜市中区港町１丁目１番	1,203,121	4.45
川崎市	川崎市川崎区宮本町１番地	1,033,322	3.82
千葉県	千葉市中央区市場町１番１号	217,797	0.80
計	－	27,000,000	100.00

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成21年３月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　26,999,700	269,997	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式　300	－	１単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	27,000,000	－	－
総株主の議決権	－	269,997	－

②【自己株式等】

平成21年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
－	－	－	－	－	－
計	－	－	－	－	－

（８）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

３【配当政策】

当社は、経営基盤を強化することを最優先課題の一つとし、当面の間は、可能な限り社外流出を控えるとともに、内部留保の充実に努めてまいります。内部留保金につきましては、将来の想定外の収入の減少や管理費の増大等に備えます。

なお、当社は会社法第454条第５項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となっておりますが、現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針も定めておりません。

４【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

５【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役会長	－	長谷川　康司	昭和15年５月５日生	昭和39年４月　トヨタ自動車販売㈱入社 平成元年７月　トヨタ自動車㈱アジア部部長 平成７年６月　同　取締役 平成11年６月　同　常務取締役 平成13年６月　同　専務取締役 平成14年６月　トヨフジ海運㈱取締役社長 平成17年10月　当社代表取締役会長（現在）	（注２）	－
代表取締役社長	－	佐々木　克巳	昭和15年３月16日生	昭和38年４月　東京都採用 平成７年６月　同　企画審議室長 平成８年７月　同　政策報道室長 平成11年５月　同　出納長 平成13年７月　東京都地下鉄建設㈱代表取締役社長 平成14年８月　東京都住宅供給公社理事長 平成15年６月　首都高速道路公団副理事長 平成17年10月　当社専務取締役 平成20年６月　同　代表取締役社長（現在）	（注２）	－
常務取締役	－	日月　俊昭	昭和19年10月21日生	昭和43年４月　建設省（現　国土交通省）入省 平成９年７月　同　北陸地方建設局長 平成11年４月　（財）道路空間高度化機構常務理事 平成15年１月　首都高速道路公団理事（工務・保全施設担当） 平成17年10月　当社常務取締役（現在）	（注２）	－
常務取締役	－	瀬野　俊樹	昭和24年12月23日生	昭和47年４月　建設省（現　国土交通省）入省 平成11年７月　国土庁長官官房審議官（大都市圏整備局担当） 平成12年７月　（財）民間都市開発推進機構常務理事 平成16年６月　東日本建設業保証（株）常務取締役 平成20年６月　当社常務取締役（現在）	（注２）	－
常務取締役	－	梶山　修	昭和20年４月23日生	昭和46年４月　東京都採用 平成10年７月　同　建設局企画担当部長 平成12年８月　同　建設局再開発部長 平成13年４月　同　建設局市街地整備部長 平成14年７月　同　港湾局港湾整備部長 平成15年６月　同　都市計画局技監 平成16年４月　同　都市整備局長 平成18年６月　当社常務取締役（現在）	（注２）	－
常務取締役	－	恵谷　舜吾	昭和22年９月11日生	昭和47年４月　首都高速道路公団採用 平成11年１月　同　第二建設部長 平成11年５月　同　東京建設局建設第一部長 平成12年１月　同　工務部長 平成15年８月　同　東京建設局長 平成17年10月　当社　東京建設局長 平成19年６月　同　常務執行役員 平成20年６月　同　常務取締役（現在）	（注２）	－
常務取締役	－	大沼　広	昭和24年10月16日生	昭和48年４月　首都高速道路公団採用 平成16年５月　同　業務部長 平成17年10月　当社　営業部長 平成19年７月　同　距離別料金本部事務局長 平成21年６月　同　常務取締役（現在）	（注３）	－

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
監査役 （常勤）	－	倉澤　豊哲	昭和23年１月21日生	昭和45年４月　警察庁採用 平成２年10月　警察庁長官官房装備課長 平成４年４月　岐阜県警察本部長 平成５年８月　警察庁交通局交通企画課長 平成６年11月　大阪府警察本部警務部長 平成８年３月　警察庁長官官房審議官（生活安全局担当） 平成９年８月　福岡県警察本部長 平成11年８月　九州管区警察局長 平成12年８月　近畿管区警察局長 平成13年９月　（財）日本消防協会常務理事 平成17年10月　当社監査役（常勤）（現在）	（注４）	－
監査役 （非常勤）	－	田村　滋美	昭和13年７月20日生	昭和36年４月　東京電力㈱入社 平成元年６月　同　建設部部長（土木担当） 平成３年６月　同　建設部長 平成７年６月　同　取締役建設部担任 平成９年６月　同　常務取締役送変電建設本部長 平成11年６月　同　取締役副社長送変電建設本部長 平成12年６月　同　取締役副社長 平成14年10月　同　取締役会長 平成17年10月　当社監査役（非常勤）（現在） 平成20年６月　東京電力㈱　顧問（現在）	（注４）	－
監査役 （非常勤）	－	宇治　嘉造	昭和17年１月25日生	昭和40年４月　トヨタ自動車販売㈱入社 昭和62年２月　トヨタ自動車㈱経理部次長 昭和63年２月　同　財務部次長 平成元年２月　同　関連事業部主査（次長級） 平成３年２月　同　関連事業部主査（部長級） 平成８年６月　同　関連事業部長 平成10年１月　ブラジルトヨタ㈱代表取締役社長 平成13年３月　㈱トヨタアカウンティングサービス代表取締役社長 平成17年10月　当社監査役（非常勤）（現在） 平成19年６月　㈱トヨタアカウンティングサービス顧問（現在）	（注４）	－
計						－

（注）１．監査役は全員、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

２．平成20年３月期に係る定時株主総会の終結の時（平成20年６月27日）から平成22年３月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

３．平成21年３月期に係る定時株主総会の終結の時（平成21年６月26日）から平成22年３月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

４．平成18年３月期に係る定時株主総会の終結の時（平成18年６月29日）から平成22年３月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における意思決定の迅速化、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示等について適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

取締役会は、現在７名で構成され、経営の方針、法令で定められた事項その他の全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経た決議をするとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。また、取締役会規程に則り、月１回開催を原則とし、さらに必要に応じて随時開催し、法令に定められた事項のほか、必要と認められる事項について報告を行うとともに、迅速かつ的確な意思決定がなされております。

(b) 経営会議

経営会議は、取締役、執行役員、常勤監査役及び部等の長で構成され、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、会社の業務執行に関する基本的事項について調査・審議等するものであり、毎週１回開催を原則としています。

(c) 執行役員制度

当社は、業務の効率化、意思決定の迅速化等を図ることを目的に、執行役員制度を導入しており、常務執行役員１名が会社の業務執行に従事しております。

(d) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスに関する事項を審議するため、会長、社長、総務・人事担当役員及び監査担当役員をもって構成する、コンプライアンス委員会を設けております。なお、コンプライアンスに関する重要事項についての助言・指導を受けるため、当該委員会には、監査役、従業員の代表及び社外有識者からなる特別委員を置き、コンプライアンスに関する基本方針その他重要事項を決定するときは、特別委員の意見を聴取することとしております。

(e) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役３名全員が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月１回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

ロ．会社の内部統制システムの整備状況

コンプライアンスについては、高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」を定め、役員及び社員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。また、法令遵守活動に関するコンプライアンス委員会を設置する他、業務の遂行に伴う不正行為等について、これを看過することなく、職場における業務の透明性を一層向上させるため、電話、封書、オンライン又は面談によって、社員が直接、社外の弁護士又は社内の内部通報窓口に情報提供を行う手段としてアラームネット（内部通報制度）を設置・運営し、通報した者に対して不利益な扱いをしない旨及び通報窓口以外の者が通報を受けた場合の取扱いを社内規則に明記すること等により、実効性の向上を図っております。

また、文書取扱準則に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、同準則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

ハ．内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門として監査室を設置し、７名のスタッフを置いて内部監査基準に基づき当社及び当社グループに属する会社の内部監査を実施し、その結果を当社及び当社グループに属する会社の社長に報告しております。

監査役監査は、監査役からなる監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役室を設置し、社内業務に精通した使用人を配置し、監査業務を補助しております。監査役室の使用人の人事異動については、事前に人事担当取締役から監査役に協議するものとします。また、当該使用人を懲戒に付する場合には、人事担当取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとします。

監査役監査は内部監査部門に対して監査結果の報告を求めたり、必要に応じて内部監査部門に対して調査を求めております。また、監査役会は会計監査人に対して、その職務を行うため必要があるときは随時、その監査に関する報告を受け、会計監査人から受領した監査報告書及び監査に関する資料について、会計監査の方法又は結果の相当性について調査をします。

このように監査役監査は内部監査部門及び会計監査人と連携を保って効率的に行われております。

ニ．会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、正確で監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員　業務執行社員　　佐原　和正	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員　業務執行社員　　加藤　暢一	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員　業務執行社員　　荒張　健	新日本有限責任監査法人

（注）１．継続監査年数については、全員７年以内であるため、記載を省略しております。
２．監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士10名及び会計士補等17名を主たる構成員とし、その他の補助者１名も加えて構成されております。

ホ．社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について

当社の社外監査役３名と当社とは、特段の利害関係はありません。

③　リスク管理体制の整備状況

事業の遂行、ＥＴＣ等各種システムの運営、事務執行等に係るリスクについては、担当部門において洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、マニュアルの作成・周知、研修の実施等の必要な措置を講じております。

リスク管理のために必要な事項、リスクが具現化した場合の対応等は、リスク管理規則により定めております。

特に、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から全社員に徹底し、随時、訓練を実施しております。

また、入札及び契約に関しては、社内のチェックに加え、外部の有識者で構成する入札監視委員会の審査を受け、その適正化を推進しております。

組織横断的なリスクへの対応については、経営企画部門が総合調整するものとしております。

取締役会及び経営会議については、これらの実施状況を監督し、リスク管理を徹底しております。新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者となる取締役及び対応部門を定め、取締役会に報告するものとしております。

④　連結会社の企業統治に関する事項

当社及び当社グループに属する会社における内部統制の構築を目指し、当社経営企画部門においてグループ全体の内部統制を担当しております。取締役会が定めた子会社管理規則に基づき、当社及び当社グループに属する会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しております。

なお、当社及び当社グループに属する会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。

当社の監査役は、必要に応じて当社グループに属する会社の業務状況等を監査するとともに、当社の内部監査担当部門が、当社及び当社グループに属する会社の内部監査を実施し、その結果を当社及び当社グループに属する会社の社長に報告しております。当社の経営企画部門は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行っております。

⑤　取締役及び監査役に対する役員報酬

	年間報酬総額（千円）
取締役（10名）	133,167
監査役（３名）	26,640

（注）上記には、平成20年６月27日開催の第３回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名に対する報酬を含んでおります。なお、平成21年３月31日現在の支給人数は取締役７名、監査役３名です。

⑥　内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

平成18年５月18日開催の取締役会において以下の項目について当社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を決議しております（最終改正：平成21年５月21日）。

ａ　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
ｂ　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
ｃ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ｄ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ｅ　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
ｆ　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
ｇ　監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
ｈ　取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
ｉ　その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑦　取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

⑧　取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑨　取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役に期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

また、当社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

⑩　株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪　責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役及び社外監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

有価証券報告書提出日現在、当該契約は締結されておりません。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	－	－	75,480	－
連結子会社	－	－	－	－
計	－	－	75,480	－

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第５【経理の状況】

１．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成しております。

なお、前連結会計年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第２条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年６月１日国土交通省令第65号）により作成しております。

なお、前事業年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前連結会計年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）の財務諸表については、新日本監査法人により監査を受け、当連結会計年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年７月１日をもって新日本有限責任監査法人となっております。

1 【連結財務諸表等】
（1）【連結財務諸表】
①【連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成20年３月31日）	当連結会計年度 （平成21年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,001	11,187
高速道路事業営業未収入金	22,530	40,384
未収入金	1,791	4,811
短期貸付金	―	※5 22,988
有価証券	35,000	―
たな卸資産		
仕掛道路資産	284,809	352,784
貯蔵品	316	303
その他のたな卸資産	―	50
受託業務前払金	28,626	34,981
前払金	1,357	2,338
繰延税金資産	13	1,251
その他	695	2,274
貸倒引当金	△155	△204
流動資産合計	388,987	473,152
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,740	12,291
減価償却累計額	△1,961	△2,668
建物（純額）	9,779	9,623
構築物	18,167	※4 19,561
減価償却累計額	△2,029	△2,916
構築物（純額）	16,137	16,645
機械及び装置	29,763	41,028
減価償却累計額	△5,354	△5,914
機械及び装置（純額）	24,408	35,114
車両運搬具	1,330	1,630
減価償却累計額	△388	△673
車両運搬具（純額）	941	956
工具、器具及び備品	403	738
減価償却累計額	△191	△306
工具、器具及び備品（純額）	211	432
土地	8,027	8,027
リース資産	―	93
減価償却累計額	―	△15
リース資産（純額）	―	77
建設仮勘定	3,246	1,827
有形固定資産合計	62,753	72,703
無形固定資産	1,926	1,639

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成20年３月31日）	当連結会計年度 （平成21年３月31日）
投資その他の資産		
投資有価証券	―	30
敷金	874	955
繰延税金資産	160	311
その他	115	94
貸倒引当金	△3	△3
投資その他の資産合計	1,146	1,387
固定資産合計	65,826	75,731
資産合計	※1 454,814	※1 548,883
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	32,783	38,671
短期借入金	296	950
1年以内返済予定長期借入金	20,758	10,984
リース債務	―	26
未払金	8,143	6,038
未払法人税等	565	2,173
預り金	395	764
受託業務前受金	41,302	39,308
前受金	2,134	1,376
賞与引当金	1,240	1,344
回数券払戻引当金	24	30
その他	2,359	2,365
流動負債合計	110,004	104,036
固定負債		
道路建設関係社債	※1 77,285	※1 115,714
道路建設関係長期借入金	※3 196,664	※3 243,756
その他の長期借入金	9,081	19,794
リース債務	―	55
退職給付引当金	30,156	31,049
役員退職慰労引当金	152	116
負ののれん	469	6
その他	374	410
固定負債合計	314,184	410,902
負債合計	424,189	514,938
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,500	13,500
資本剰余金	13,500	13,500
利益剰余金	3,196	6,448
株主資本合計	30,196	33,448
少数株主持分	429	496
純資産合計	30,625	33,944
負債・純資産合計	454,814	548,883

②【連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
営業収益	444,910	306,973
営業費用		
道路資産賃借料	193,464	183,405
高速道路等事業管理費及び売上原価	238,051	110,970
販売費及び一般管理費	※1　10,848	※1　8,544
営業費用合計	442,365	302,920
営業利益	2,544	4,052
営業外収益		
受取利息	71	40
土地物件貸付料	82	82
損害賠償金	39	―
負ののれん償却額	473	463
保険返戻金	―	121
その他	189	149
営業外収益合計	857	856
営業外費用		
支払利息	211	201
回数券払戻引当金繰入額	36	59
その他	38	39
営業外費用合計	286	300
経常利益	3,115	4,608
特別利益		
固定資産売却益	※2　408	―
前期損益修正益	※3　442	―
特別利益合計	850	―
特別損失		
退職給付費用	―	297
臨時損失	※4　500	※4　100
特別損失合計	500	397
税金等調整前当期純利益	3,466	4,210
法人税、住民税及び事業税	815	2,279
過年度法人税、住民税及び事業税	524	―
法人税等調整額	21	△1,388
法人税等合計	1,361	890
少数株主利益	66	67
当期純利益	2,037	3,252

③【連結株主資本等変動計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	13,500	13,500
当期末残高	13,500	13,500
資本剰余金		
前期末残高	13,500	13,500
当期末残高	13,500	13,500
利益剰余金		
前期末残高	1,158	3,196
当期変動額		
当期純利益	2,037	3,252
当期変動額合計	2,037	3,252
当期末残高	3,196	6,448
株主資本合計		
前期末残高	28,158	30,196
当期変動額		
当期純利益	2,037	3,252
当期変動額合計	2,037	3,252
当期末残高	30,196	33,448
少数株主持分		
前期末残高	30	429
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	398	67
当期変動額合計	398	67
当期末残高	429	496
純資産合計		
前期末残高	28,188	30,625
当期変動額		
当期純利益	2,037	3,252
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	398	67
当期変動額合計	2,436	3,319
当期末残高	30,625	33,944

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,466	4,210
減価償却費	4,886	5,374
退職給付引当金の増減額（△は減少）	58	892
賞与引当金の増減額（△は減少）	149	104
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△8	49
回数券払戻引当金の増減額（△は減少）	△44	6
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△75	△36
受取利息	△71	△40
支払利息	211	201
固定資産売却損益（△は益）	△408	－
前期損益修正損益（△は益）	△442	－
固定資産除却損	286	7,871
売上債権の増減額（△は増加）	△2,172	△18,515
未収消費税等の増減額（△は増加）	3,185	△3,030
仕掛道路資産の増減額（△は増加）	※2　59,709	※2　△65,034
貯蔵品の増減額（△は増加）	49	13
受託業務前払金の増減額（△は増加）	△5,727	△6,355
前払金の増減額（△は増加）	△1,014	△980
仕入債務の増減額（△は減少）	△6,759	△396
未払消費税等の増減額（△は減少）	1,071	△888
受託業務前受金の増減額（△は減少）	11,910	△1,993
前受金の増減額（△は減少）	△2,094	△757
負ののれん償却額	△473	△463
その他	△505	△859
小計	65,187	△80,625
利息の受取額	72	41
利息の支払額	△2,595	△3,384
法人税等の支払額	△2,366	△445
営業活動によるキャッシュ・フロー	※2　60,298	※2　△84,414
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△7,796	△16,916
有形固定資産の売却による収入	1,085	2
投資有価証券の取得による支出	－	△30
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	※3　1,927	－
その他	△412	△490
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,196	△17,434

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
道路建設関係長期借入れによる収入	99,784	80,416
道路建設関係社債発行による収入	30,153	38,283
長期借入れによる収入	5,000	14,000
長期借入金の返済による支出	△1,843	△1,817
道路建設関係長期借入金の増減額（△は減少）	※2 △190,405	※2 △44,567
その他	149	638
財務活動によるキャッシュ・フロー	△57,161	86,953
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△2,060	△14,894
現金及び現金同等物の期首残高	51,061	49,001
現金及び現金同等物の期末残高	※1 49,001	※1 34,106

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
1　連結の範囲に関する事項	すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数　18社 連結子会社の名称 トラスティーロード㈱ ユニ㈱ ㈱エヌティジェー ㈱トーワン ㈱とうさい ㈱エフイージー 横浜アールエス㈱ ケイエス㈱ 首都高パトロール㈱ 首都高メンテナンス西東京㈱ 首都高メンテナンス東東京㈱ 首都高メンテナンス神奈川㈱ 首都高電気メンテナンス㈱ 首都高ＥＴＣメンテナンス㈱ 首都高機械メンテナンス㈱ 首都高速道路サービス㈱ 首都高保険サポート㈱ 首都高パートナーズ㈱ このうち、ユニ㈱、㈱エヌティジェー、㈱トーワン、㈱とうさい、㈱エフイージー、横浜アールエス㈱、ケイエス㈱及び首都高パトロール㈱については、当連結会計年度に株式を取得したことにより、連結子会社に含めることとしております。 また、首都高メンテナンス西東京㈱、首都高メンテナンス東東京㈱、首都高メンテナンス神奈川㈱、首都高電気メンテナンス㈱、首都高ＥＴＣメンテナンス㈱及び首都高機械メンテナンス㈱については、当連結会計年度において新たに設立したことにより連結子会社に含めることとしております。	すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数　15社 連結子会社の名称 首都高トールサービス西東京㈱ 首都高トールサービス東東京㈱ 首都高トールサービス神奈川㈱ 首都高パトロール㈱ 首都高カー・サポート㈱ 首都高技術㈱ 首都高メンテナンス西東京㈱ 首都高メンテナンス東東京㈱ 首都高メンテナンス神奈川㈱ 首都高電気メンテナンス㈱ 首都高ＥＴＣメンテナンス㈱ 首都高機械メンテナンス㈱ 首都高速道路サービス㈱ 首都高保険サポート㈱ 首都高パートナーズ㈱ このうち、首都高カー・サポート㈱及び首都高技術㈱については、当連結会計年度において新たに設立したことにより連結子会社に含めることとしております。 また、前連結会計年度において連結子会社であった、トラスティーロード㈱、ユニ㈱及び㈱エヌティジェーについては、吸収合併により首都高トールサービス西東京㈱（存続会社であるトラスティーロード㈱の商号を変更）として、㈱とうさい、㈱トーワン及び㈱エフイージーについては、吸収合併により首都高トールサービス東東京㈱（存続会社である㈱とうさいの商号を変更）として、ケイエス㈱及び横浜アールエス㈱については、吸収合併により首都高トールサービス神奈川㈱（存続会社であるケイエス㈱の商号を変更）として、それぞれ連結子会社に含めることとしております。

	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
２　持分法の適用に関する事項	持分法適用の関連会社数　０社 　前連結会計年度において持分法適用会社であった、ユニ㈱、㈱エヌティジェー、㈱トーワン、㈱とうさい、㈱エフイージー、横浜アールエス㈱、ケイエス㈱、首都高パトロール㈱は株式取得により持株比率が増加したため、当連結会計年度より連結子会社としております。	持分法適用の関連会社数　０社 ――――――
３　連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は、３月31日であり、連結決算日と同一であります。	同左
４　会計処理基準に関する事項	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 その他有価証券 （時価のないもの） 移動平均法による原価法によっております。 ②たな卸資産 (a) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 その他有価証券 （時価のないもの） 同左 ②たな卸資産 (a) 仕掛道路資産 同左

	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
	(b) 貯蔵品 主に先入先出法による原価法によっております。	(b) 貯蔵品 主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。 （会計方針の変更） 当社及び連結子会社は、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　平成18年７月５日）が適用されたことに伴い、貯蔵品の評価基準及び評価方法に同会計基準を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。
	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①　有形固定資産 主として定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　２年～51年 構築物　２年～45年 機械及び装置　２年～17年 なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。 （会計方針の変更） 当社及び連結子会社は、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年３月30日法律第６号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年３月30日政令第83号））に伴い、当連結会計年度より、平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ①　有形固定資産（リース資産を除く） 主として定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　２年～51年 構築物　２年～45年 機械及び装置　２年～17年 なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。 ――――――

	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
	（追加情報） 当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年３月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の５％に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の５％相当額と備忘価額との差額を５年間に亘り均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	（追加情報） 当社及び連結子会社は、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成20年４月30日法律第23号）及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」（平成20年４月30日財務省令第32号））に伴い、当連結会計年度より一部の有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
	②　無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。	②　無形固定資産（リース資産を除く） 同左
	――――――	③　リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
	(3) 繰延資産の処理方法 ①　道路建設関係社債発行費 支出時に償却しております。	(3) 繰延資産の処理方法 ①　道路建設関係社債発行費 同左
	(4) 重要な引当金の計上基準 ①　貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	(4) 重要な引当金の計上基準 ①　貸倒引当金 同左
	②　賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。	②　賞与引当金 同左

	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
	③　回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。	③　回数券払戻引当金 同左
	④　退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。	④　退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。 （追加情報） 当社の連結子会社である首都高パトロール㈱については、当連結会計年度より退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法へ変更しております。 この変更に伴い、簡便法と原則法による退職給付債務の差額297百万円を特別損失に計上しております。
	⑤　役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	⑤　役員退職慰労引当金 同左
	(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	――――――
	(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ①　完成工事高の計上基準 道路資産完成高 工事完成基準によっております。 工事に係る受託業務収入 工事完成基準によっております。 ②　消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ①　完成工事高の計上基準 道路資産完成高 同左 工事に係る受託業務収入 同左 ②　消費税等の会計処理 同左

	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
5　連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	全面時価評価法を採用しております。	同左
6　のれん及び負ののれんの償却に関する事項	２年間で償却を行っております。	同左
7　連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
――――――	（リース取引に関する会計基準） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会　会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
（連結貸借対照表） 前連結会計年度において、流動資産の「現金及び預金」として表示しておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」の改正（日本公認会計士協会　平成19年７月４日　会計制度委員会報告第14号）及び「連結財務諸表規則ガイドライン」の改正に伴い、当連結会計年度から「有価証券」として表示しております。なお、前連結会計年度における流動資産の「現金及び預金」に含まれる譲渡性預金は38,000百万円であります。 前連結会計年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前払金」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前連結会計年度の流動資産の「その他」に含まれる「前払金」は342百万円であります。 前連結会計年度において、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「負ののれん」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前連結会計年度の固定負債の「その他」に含まれる「負ののれん」は16百万円であります。 （連結損益計算書） 前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「負ののれん償却」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「負ののれん償却」は16百万円であります。 （連結キャッシュ・フロー計算書） 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「未収消費税等の増減額」に含めて表示しておりました「未払消費税の増減額」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。これに伴い、営業活動によるキャッシュ・フローの「未収消費税等の増減額」を「未収消費税の増減額」と表示しております。なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「未収消費税等の増減額」に含まれる「未収消費税の増減額」は△1,912百万円であり、「未払消費税の増減額」は1百万円であります。	――――――

前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「前払金の増減額」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「前払金の増減額」は△72百万円であります。 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「負ののれん償却額」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「負ののれん償却額」は△16百万円であります。	――――――

【注記事項】

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度 （平成20年３月31日）	当連結会計年度 （平成21年３月31日）
※１　担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第８条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債77,285百万円の一般担保に供しています。 ２　偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務1,048,319百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、197,108百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 ※３　重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が190,405百万円減少しております。そのうち30,258百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る160,147百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。	※１　担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第８条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債115,714百万円の一般担保に供しています。 ２　偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務807,619百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、227,833百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 ※３　重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が44,567百万円減少しております。そのうち6,337百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る38,230百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。 ※４　有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金額 21百万円 ※５　担保受入金融資産 短期貸付金には、22,988百万円の現先取引が含まれております。これにより現先有価証券の売手から担保として受入れた有価証券の内容及び期末時価は、次のとおりであります。 内容　債券 時価　22,988百万円

前連結会計年度 （平成20年３月31日）	当連結会計年度 （平成21年３月31日）
６　当座貸越契約 当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。 当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。 当座貸越極度額 ㈱みずほコーポレート銀行　8,000百万円 ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行　5,000百万円 ㈱三井住友銀行　4,000百万円 ㈱横浜銀行　4,000百万円 ㈱みずほ銀行　730百万円 借入実行残高　250百万円 差引額　21,480百万円	６　当座貸越契約 当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。 当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。 当座貸越極度額 ㈱みずほコーポレート銀行　8,000百万円 ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行　6,000百万円 ㈱三井住友銀行　4,000百万円 ㈱横浜銀行　4,000百万円 ㈱みずほ銀行　700百万円 借入実行残高　950百万円 差引額　21,750百万円

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
※１　販売費及び一般管理費の主なもの	※１　販売費及び一般管理費の主なもの
広告宣伝費　2,209百万円	給料手当　2,071百万円
給料手当　2,107百万円	業務委託費　1,580百万円
業務委託費　1,952百万円	退職給付費用　905百万円
退職給付費用　713百万円	賞与引当金繰入額　499百万円
賞与引当金繰入額　471百万円	
※２　固定資産売却益	――――――
休憩所施設の土地建物等に係る売却益　408百万円	
※３　前期損益修正益	――――――
修正申告に伴う固定資産等の調整益　442百万円	
※４　臨時損失	※４　臨時損失
東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金　500百万円	社会貢献による医療費助成制度への拠出金　100百万円

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	27,000	－	－	27,000
合計	27,000	－	－	27,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	27,000	－	－	27,000
合計	27,000	－	－	27,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成20年３月31日現在） 現金及び預金勘定　14,001百万円 有価証券勘定　35,000百万円 現金及び現金同等物　49,001百万円	※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成21年３月31日現在） 現金及び預金勘定　11,187百万円 預入期間が３ヶ月を超える定期預金　△70百万円 短期貸付金勘定　22,988百万円 現金及び現金同等物　34,106百万円
※２　財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の減少額」190,405百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第１項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産182,814百万円が仕掛道路資産の増減額59,709百万円に含まれております。	※２　財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額（△は減少）」△44,567百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第１項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業キャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産43,588百万円が「仕掛道路資産の増減額（△は増加）」△65,034百万円に含まれております。
※３　株式の取得により新たに首都高パトロール㈱他７社（以下、新規連結子会社）を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに新規連結子会社株式の取得価額と新規連結子会社取得のための支出（純額）との関係 流動資産　3,773百万円 固定資産　141百万円 流動負債　△1,577百万円 固定負債　△287百万円 負ののれん　△913百万円 少数株主持分　△353百万円 新規連結子会社株式の取得価額　783百万円 新規連結子会社の現金及び現金同等物　△2,710百万円 差引：新規連結子会社取得による収入　1,927百万円	
	４　重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産の額は93百万円、負債の額は98百万円であります。

（リース取引関係）

前連結会計年度（自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）

（借主側）

１．　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1)　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額（百万円）	減価償却累計額相当額（百万円）	期末残高相当額（百万円）
機械及び装置	17	5	12
車両運搬具	92	19	72
工具、器具及び備品	453	161	292
無形固定資産	135	38	97
合計	700	224	475

(2)　未経過リース料期末残高相当額

１年内	160百万円
１年超	314百万円
合計	475百万円

（注）未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3)　支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	126百万円
減価償却費相当額	126百万円

(4)　減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

２．　オペレーティング・リース取引

道路資産の未経過リース料

１年内	197,440百万円
１年超	11,561,832百万円
合計	11,759,273百万円

道路資産以外の未経過リース料

１年内	18百万円
１年超	40百万円
合計	58百万円

（注）１．道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね５年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

２．道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

３．平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理しましたが、この額は反映させておりません。

当連結会計年度（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）

（借主側）

１．　ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容

標識車、高所作業車（車両運搬具）及び事務用機器（工具、器具及び備品）であります。

②　リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４会計処理基準に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載しております。

２．　オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

道路資産の未経過リース料

１年内	193,928百万円
１年超	10,890,635百万円
合計	11,084,563百万円

道路資産以外の未経過リース料

１年内	57百万円
１年超	178百万円
合計	235百万円

（注）１．道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね５年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

２．道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

３．平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理し、また、平成20年度において、実績料金収入が減算基準額を下回ったことにより、協定に定める道路資産の貸付料を14,035百万円減額しておりますが、この額は反映させておりません。

リース取引開始日が平成20年３月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

１．　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1)　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額（百万円）	減価償却累計額相当額（百万円）	期末残高相当額（百万円）
機械及び装置	17	9	8
車両運搬具	92	38	54
工具、器具及び備品	443	260	182
無形固定資産	135	68	67
合計	689	377	312

（注）取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2)　未経過リース料期末残高相当額

１年内	158百万円
１年超	154百万円
合計	312百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3)　支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	159百万円
減価償却費相当額	159百万円

(4)　減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(有価証券関係)

前連結会計年度（平成20年３月31日）

１　当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成19年４月１日　　至　平成20年３月31日）

売却損益の金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

２　時価評価されていない有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

その他有価証券

譲渡性預金	35,000百万円

３　その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	１年以内 (百万円)
譲渡性預金	35,000

当連結会計年度（平成21年３月31日）

時価評価されていない有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式	30百万円

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいてもデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1　採用している退職給付制度の概要

当社においては、確定給付型の制度として退職一時金制度及び厚生年金基金制度を設けております。

また、連結子会社は確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、うち首都高パトロール㈱は、確定給付型の企業年金制度を併せて採用しております。

2　退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 （平成20年３月31日） （百万円）	当連結会計年度 （平成21年３月31日） （百万円）
イ　退職給付債務	△44,727	△46,182
ロ　年金資産	13,876	10,761
ハ　未積立退職給付債務（イ＋ロ）	△30,851	△35,421
ニ　未認識数理計算上の差異	694	4,371
ホ　連結貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ）	△30,156	△31,049
ヘ　前払年金費用	－	－
ト　退職給付引当金（ホ－ヘ）	△30,156	△31,049

（注）　連結子会社のうち首都高パトロール㈱は、当連結会計年度において、従業員の増加に伴い退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。その他の連結子会社は、退職給付債務の算出にあたり、簡便法を採用しております。

3　退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日） （百万円）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日） （百万円）
イ　勤務費用（注１）（注２）	1,493	1,483
ロ　利息費用	870	882
ハ　期待運用収益	△635	△539
ニ　数理計算上の差異の費用処理額	△215	31
ホ　原則法への変更に伴う費用処理額	－	297
ヘ　退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）	1,514	2,156

（注）１．　厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

２．　簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は勤務費用に計上しております。

３．　首都高パトロール㈱の原則法への変更に伴う費用処理額は特別損失（退職給付費用）に計上しております。

4　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
イ　割引率	2.0％	同左
ロ　期待運用収益率	4.00％	同左
ハ　退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
ニ　数理計算上の差異の処理年数	10年 （発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。）	同左

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前連結会計年度 （平成20年３月31日）	当連結会計年度 （平成21年３月31日）
１　繰延税金資産の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 貸倒引当金　51百万円 賞与引当金　510百万円 回数券払戻引当金　10百万円 退職給付引当金　12,280百万円 役員退職慰労引当金　63百万円 未払事業税　71百万円 税務上の繰越欠損金　175百万円 その他　24百万円 繰延税金資産小計　13,187百万円 評価性引当額　△13,013百万円 繰延税金資産の純額　174百万円 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。 流動資産－繰延税金資産　13百万円 固定資産－繰延税金資産　160百万円	１　繰延税金資産の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 貸倒引当金　60百万円 賞与引当金　553百万円 回数券払戻引当金　12百万円 退職給付引当金　12,652百万円 役員退職慰労引当金　48百万円 未払事業税　258百万円 税務上の繰越欠損金　176百万円 連結会社間内部利益消去　312百万円 その他　23百万円 繰延税金資産小計　14,097百万円 評価性引当額　△12,535百万円 繰延税金資産の純額　1,562百万円 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。 流動資産－繰延税金資産　1,251百万円 固定資産－繰延税金資産　311百万円
２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率　40.7% （調整） 住民税均等割等　0.7% 情報基盤強化税制特別控除　△4.8% 税務上の繰越欠損金の利用　△1.5% 負ののれん償却額　△4.5% 評価性引当額の増減　△6.9% その他　△2.5% 税効果会計適用後の法人税等の負担率　21.2%

（企業結合関係）

<table>
<tr><th>前連結会計年度
（自　平成19年４月１日
至　平成20年３月31日）</th><th>当連結会計年度
（自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日）</th></tr>
<tr><td>――――――</td><td>1　共通支配下の取引等
(1) 企業結合の概要
①結合当事企業の名称及び結合後企業の名称
<table>
<tr><th colspan="2">結合当時企業の名称</th><th>結合後企業の名称</th></tr>
<tr><td>存続会社</td><td>トラスティーロード㈱</td><td rowspan="3">首都高トールサービス西東京㈱</td></tr>
<tr><td>消滅会社</td><td>ユニ㈱</td></tr>
<tr><td>消滅会社</td><td>㈱エヌティジェー</td></tr>
<tr><td>存続会社</td><td>㈱とうさい</td><td rowspan="3">首都高トールサービス東東京㈱</td></tr>
<tr><td>消滅会社</td><td>㈱トーワン</td></tr>
<tr><td>消滅会社</td><td>㈱エフイージー</td></tr>
<tr><td>存続会社</td><td>ケイエス㈱</td><td rowspan="2">首都高トールサービス神奈川㈱</td></tr>
<tr><td>消滅会社</td><td>横浜アールエス㈱</td></tr>
</table>
②企業結合の対象となった事業の内容
高速道路の料金収受業務
③企業結合の法的形式
存続会社による吸収合併
④企業結合日
平成20年７月１日
⑤取引の概要
高速道路の料金収受業務を効率的に実施することを目的として、合併を行っております。

(2) 実施した会計処理の概要
「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会　平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　最終改正平成19年11月15日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</td></tr>
</table>

（セグメント情報）

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）

	高速道路事業（百万円）	駐車場事業（百万円）	受託事業（百万円）	その他の事業（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
Ⅰ　売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	438,672	2,857	2,580	800	444,910	－	444,910
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	0	－	－	123	123	(123)	－
計	438,672	2,857	2,580	923	445,033	(123)	444,910
営業費用	436,883	2,288	2,583	733	442,488	(123)	442,365
営業利益又は営業損失（△）	1,789	568	△2	189	2,544	－	2,544
Ⅱ　資産、減価償却費及び資本的支出							
資産	354,692	4,425	28,626	1,067	388,812	66,001	454,814
減価償却費	3,537	555	－	62	4,155	730	4,886
資本的支出	7,470	172	－	6	7,650	400	8,050

（注）１．事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

２．各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

３．当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は66,001百万円であり、その主なものは当社での余資運用資金（現金及び預金）及び各事業共用の資産等であります。

当連結会計年度（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）

	高速道路事業（百万円）	駐車場事業（百万円）	受託事業（百万円）	その他の事業（百万円）	計（百万円）	消去又は全社（百万円）	連結（百万円）
Ⅰ　売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	290,494	2,795	12,843	839	306,973	－	306,973
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1	7	－	237	246	(246)	－
計	290,496	2,802	12,843	1,077	307,219	(246)	306,973
営業費用	287,411	2,218	12,614	919	303,164	(243)	302,920
営業利益	3,084	584	229	157	4,055	(3)	4,052
Ⅱ　資産、減価償却費及び資本的支出							
資産	451,369	4,043	34,981	1,138	491,533	57,349	548,883
減価償却費	3,996	479	－	55	4,532	842	5,374
資本的支出	21,762	105	－	80	21,948	902	22,851

（注）１．事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。

２．各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

３．当連結会計年度における資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は57,349百万円であり、その主なものは当社での余資運用資金（短期貸付金）及び各事業共用の固定資産等であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいても、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいても、海外売上高がないため、該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度　（自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	国土交通省（国土交通大臣）	東京都千代田区	－	国土交通行政	（被所有）直接 50.0%	転籍 3名	工事等の受託資金の借入	受託業務収入	468	－	－
								資金の借入（注２）	15,842	道路建設関係長期借入金	36,779
								受託業務前受金の受入	3,715	受託業務前受金	11,674
										未収入金	365
主要株主	東京都	東京都新宿区	－	東京都行政	（被所有）直接 26.7%	転籍 2名	工事等の受託資金の借入	受託業務収入	295	－	－
								資金の借入（注２）	15,842	道路建設関係長期借入金	36,779
								受託業務前受金の受入	7,269	受託業務前受金	22,196
										未収入金	501
								医療費助成拠出金の支払（注３）	500	－	－

（注）１.受託業務前受金の受入を除き、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

２.高速道路の新設、改築のための無利子借入金です。

３.東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金です。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,596,574	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払（注１）	193,464	高速道路事業営業未払金	16,930
							道路資産完成高及び債務引受け	道路資産完成高	182,814	高速道路事業営業未収入金	329
								債務引受けに伴う借入金債務の減少額（注２）	190,405	未払金	449
							借入金等の連帯債務	債務保証（注２）（注３）	1,245,427	－	－
								当社借入に対する被債務保証（注４）	5,523	－	－
							資金の借入	資金の借入（注５）	29,600	道路建設関係長期借入金	44,084

（注）１．独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定に基づき、支払いを行っております。

２．独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災 害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

３．日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した首都高速道路債券（国が保有している債券を除く。）について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

４．日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が首都高速道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

５．独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第１項第４号に基づく無利子の借入金であります。

６．取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

当連結会計年度（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号　平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号　平成18年10月17日）を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

１．関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

①　連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主	国土交通省（国土交通大臣）	東京都千代田区	－	国土交通行政	（被所有）直接 50.0%	工事等の受託資金の借入	受託業務収入	2,078	－	－
							資金の借入（注２）	－	道路建設関係長期借入金	36,779
							受託業務前受金の受入	1,660	受託業務前受金	11,232
									未収入金	672
							社会実験減収補填金の受入	5,739	高速道路事業営業未収入金	5,739
主要株主	東京都	東京都新宿区	－	東京都行政	（被所有）直接 26.7%	工事等の受託資金の借入	受託業務収入	5,090	－	－
							資金の借入（注２）	－	道路建設関係長期借入金	36,779
							受託業務前受金の受入	7,089	受託業務前受金	23,875
									未収入金	470
							医療費助成拠出金の支払（注３）	100	－	－

（注）１．受託業務前受金の受入を除き、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

２．高速道路の新設、改築のための無利子借入金です。

３．社会貢献による医療費助成拠出金です。

② 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,728,074	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払（注１）（注２）	183,405	高速道路事業営業未払金	17,277
									高速道路事業営業未収入金	14,737
						道路資産完成高及び債務引受け	道路資産完成高	43,588	高速道路事業営業未収入金	1,514
							債務引受けに伴う借入金債務の減少額（注３）	44,567	高速道路事業営業未払金	66
						借入金等の連帯債務	債務保証（注３）（注４）	1,035,452	－	－
							当社借入に対する被債務保証（注５）	3,907	－	－
						資金の借入	資金の借入（注６）	28,416	道路建設関係長期借入金	66,163

（注）１．独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定に基づき、支払いを行っております。

２．独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構とともに策定した「高速道路利便増進事業に関する計画」に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定を平成21年３月31日に見直し、料金の額及び貸付料等を変更しております。これによる損益に与える影響はありません。

３．独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

４．日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した首都高速道路債券（国が保有している債券を除く。）について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

５．日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が首都高速道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く。）に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

６．独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第１項第４号に基づく無利子の借入金であります。

７．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）		当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	
１株当たり純資産額	1,118.37円	１株当たり純資産額	1,238.83円
１株当たり当期純利益金額	75.47円	１株当たり当期純利益金額	120.46円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
当期純利益（百万円）	2,037	3,252
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	2,037	3,252
普通株式の期中平均株式数（千株）	27,000	27,000

３．１株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 （平成20年３月31日）	当連結会計年度末 （平成21年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	30,625	33,944
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	429	496
（うち少数株主持分）	(429)	(496)
普通株式に係る期末純資産額（百万円）	30,196	33,448
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	27,000	27,000

（重要な後発事象）

前連結会計年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
１　多額な社債の発行 当社は、平成20年３月19日開催の取締役会の決議（政府保証債185億円以内）に基づき、平成20年４月１日以降、以下の条件で社債（政府保証債）を発行しました。 区分　政府保証第６回首都高速道路株式会社債券 発行総額　金100億円 利率　年1.7パーセント 償還方法　満期一括 発行価額　額面100円につき金99円60銭 払込期日　平成20年５月28日 償還期日　平成30年５月28日 担保　一般担保 資金の使途　高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第５条第１項第１号及び第２号の事業の資金に充当 その他　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受 ２　重要な子会社等の設立について 当社は、平成20年５月15日開催の取締役会において、首都高速道路の安全・円滑なサービスの提供に不可欠な維持修繕業務のうち、道路構造物の点検に係る業務を行う子会社として、首都高技術㈱を新たに設立することを決議し、６月６日に設立しました。７月１日の営業開始に向け準備を進めています。 新設会社の概要は次のとおりです。 (1)設立した会社の名称　首都高技術㈱ ①設立した会社の事業内容、規模 事業内容　維持修繕業務（構造物点検） 資本金　40百万円 ②取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 取得した株式の数　800株 取得価額　40百万円 取得後の持分比率　100.0％	１　多額な資金の借入 当社は、平成21年３月19日開催の取締役会の決議（借入金（長期）686億円以内）に基づき、平成21年４月１日以降、以下の条件で借入を実行いたしました。 区分　金融機関からの借入 借入先の名称　株式会社みずほコーポレート銀行他12金融機関 借入金額　金160億円 返済方法　満期一括 借入実行日　平成21年５月15日 返済期限　平成26年５月15日 担保　無担保 資金の使途　高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第５条第１項第１号及び第２号の事業の資金に充当 その他　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

⑤【連結附属明細表】

【道路建設関係社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高（百万円）	当期末残高（百万円）	利率（%）	担保	償還期限
首都高速道路㈱	政府保証第１回首都高速道路株式会社債券	平成18年３月28日	9,940	9,948	1.60	有	平成28年３月28日
	政府保証第２回首都高速道路株式会社債券	平成18年９月26日	9,978	9,981	1.80	有	平成28年９月26日
	政府保証第３回首都高速道路株式会社債券	平成19年３月27日	17,123	17,131	1.70	有	平成29年３月27日
	政府保証第４回首都高速道路株式会社債券	平成19年９月25日	9,929	9,936	1.70	有	平成29年９月25日
	政府保証第５回首都高速道路株式会社債券	平成20年３月26日	10,317	10,325	1.40	有	平成30年３月26日
	政府保証第６回首都高速道路株式会社債券	平成20年５月28日	－	9,963	1.70	有	平成30年５月28日
	政府保証第７回首都高速道路株式会社債券	平成21年２月25日	－	8,433	1.30	有	平成31年２月25日
	首都高速道路株式会社第１回社債	平成19年３月26日	9,997	9,998	1.29	有	平成24年３月19日
	首都高速道路株式会社第２回社債	平成20年２月27日	9,998	9,998	1.17	有	平成24年12月20日
	首都高速道路株式会社第３回社債	平成20年10月14日	－	19,996	1.23	有	平成25年９月20日
合計	－	－	77,285	115,714	－	－	－

（注）　連結決算日後５年内の償還予定額は以下のとおりであります。

１年以内（百万円）	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）
－	－	10,000	10,000	20,000

【道路建設関係長期借入金明細表】

区分	前期末残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（%）	返済期限
１年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金（注２）	18,953	7,710	－	－
道路建設関係長期借入金（注３）（注５）（１年以内に返済予定のものを除く。）	196,664	243,756	0.57	平成23年３月～平成39年３月
合計	215,617	251,466	－	－

（注）１．「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．１年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第１項第４号に基づく無利子の借入金であります。

３．道路建設関係長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）のうち、1,612百万円は政府からの借入金（財政融資資金貸付金）であり、36,779百万円は政府からの無利子の借入金（道路事業資金収益回収特別貸付金）であり、36,779百万円は東京都からの無利子の借入金（東京都渋滞対策特定都市高速道路整備事業貸付金）であり、58,453百万円は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第１項第４号に基づく無利子の借入金であります。

４．独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が44,567百万円減少しております。

５．道路建設関係長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後５年内の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	１年超２年以内 （百万円）	２年超３年以内 （百万円）	３年超４年以内 （百万円）	４年超５年以内 （百万円）
道路建設関係長期借入金	23,633	22,423	72,761	61,860

【その他の借入金明細表】

区分	前期末残高 （百万円）	当期末残高 （百万円）	平均利率 （%）	返済期限
短期借入金	296	950	1.47	－
１年以内に返済予定のその他の長期借入金	1,805	3,274	1.59	－
１年以内に返済予定のリース債務	－	26	2.08	－
その他の長期借入金（注２） （１年以内に返済予定のものを除く。）	9,081	19,794	1.34	平成23年９月～ 平成31年３月
リース債務（注２） （１年以内に返済予定のものを除く。）	－	55	2.41	平成22年10月～ 平成26年９月
合計	11,182	24,101	－	－

（注）１．「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．その他の長期借入金及びリース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後５年内の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	１年超２年以内 （百万円）	２年超３年以内 （百万円）	３年超４年以内 （百万円）	４年超５年以内 （百万円）
その他の長期借入金	2,910	6,502	5,048	4,333
リース債務	25	22	6	0

（２）【その他】

記載事項はありません。

2 【財務諸表等】
（1）【財務諸表】
①【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成20年３月31日）	当事業年度 （平成21年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,232	6,601
高速道路事業営業未収入金	22,531	40,384
未収入金	1,662	4,289
短期貸付金	340	※6 23,858
有価証券	35,000	－
たな卸資産		
仕掛道路資産	284,336	352,554
貯蔵品	210	177
受託業務前払金	28,626	34,981
前払金	608	601
前払費用	146	156
繰延税金資産	－	640
その他	361	1,948
貸倒引当金	△155	△203
流動資産合計	383,901	465,991
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	905	998
減価償却累計額	△117	△166
建物（純額）	788	832
構築物	17,469	※5 18,849
減価償却累計額	△1,737	△2,545
構築物（純額）	15,731	16,304
機械及び装置	29,642	41,181
減価償却累計額	△5,311	△5,909
機械及び装置（純額）	24,331	35,271
車両運搬具	994	1,123
減価償却累計額	△310	△488
車両運搬具（純額）	684	635
工具、器具及び備品	111	230
減価償却累計額	△52	△63
工具、器具及び備品（純額）	58	166
土地	268	268
建設仮勘定	3,141	1,819
有形固定資産合計	45,005	55,299
無形固定資産	797	717
高速道路事業固定資産合計	45,803	56,016

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成20年３月31日）	当事業年度 （平成21年３月31日）
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	5,119	5,142
減価償却累計額	△1,044	△1,422
建物（純額）	4,075	3,719
構築物	2	2
減価償却累計額	△1	△1
構築物（純額）	1	0
機械及び装置	109	－
減価償却累計額	△41	－
機械及び装置（純額）	67	－
工具、器具及び備品	2	112
減価償却累計額	△1	△59
工具、器具及び備品（純額）	1	52
土地	375	375
建設仮勘定	－	0
有形固定資産合計	4,520	4,148
関連事業固定資産合計	※7 4,520	※7 4,148
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	4,959	5,295
減価償却累計額	△673	△908
建物（純額）	4,286	4,386
構築物	25	26
減価償却累計額	△9	△13
構築物（純額）	16	13
機械及び装置	2	11
減価償却累計額	△0	△1
機械及び装置（純額）	1	9
車両運搬具	48	48
減価償却累計額	△11	△18
車両運搬具（純額）	36	29
工具、器具及び備品	138	160
減価償却累計額	△65	△80
工具、器具及び備品（純額）	72	80
土地	7,372	7,372
建設仮勘定	67	42
有形固定資産合計	11,852	11,933
無形固定資産		
ソフトウェア	1,084	799

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成20年３月31日）	当事業年度 （平成21年３月31日）
その他	20	67
無形固定資産合計	1,104	866
各事業共用固定資産合計	12,957	12,800
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	0	0
有形固定資産合計	0	0
その他の固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
関係会社株式	1,074	1,114
破産更生債権等	3	3
敷金	742	787
その他の投資等	64	36
貸倒引当金	△3	△3
投資その他の資産合計	1,880	1,937
固定資産合計	65,161	74,903
資産合計	※1 449,063	※1 540,894
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	※2 38,488	※2 44,092
1年以内返済予定長期借入金	20,569	10,822
未払金	3,384	1,959
未払費用	237	229
未払法人税等	72	1,208
預り金	288	664
受託業務前受金	41,302	39,308
前受金	2,134	1,376
前受収益	280	270
賞与引当金	822	845
回数券払戻引当金	24	30
その他	0	6
流動負債合計	107,605	100,815
固定負債		
道路建設関係社債	※1 77,285	※1 115,714
道路建設関係長期借入金	※4 196,664	※4 243,756
その他の長期借入金	8,907	19,794
退職給付引当金	29,576	29,800
役員退職慰労引当金	31	31
固定負債合計	312,464	409,097
負債合計	420,070	509,912

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成20年３月31日）	当事業年度 （平成21年３月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,500	13,500
資本剰余金		
資本準備金	13,500	13,500
資本剰余金合計	13,500	13,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	1,006	1,780
繰越利益剰余金	985	2,201
利益剰余金合計	1,992	3,981
株主資本合計	28,992	30,981
純資産合計	28,992	30,981
負債・純資産合計	449,063	540,894

②【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	249,299	240,946
道路資産完成高	182,814	43,588
その他の売上高	6,523	5,912
営業収益合計	438,637	290,448
営業費用		
道路資産賃借料	193,464	183,405
道路資産完成原価	182,814	43,588
管理費用	61,360	61,438
営業費用合計	437,639	288,432
高速道路事業営業利益	997	2,015
関連事業営業損益		
営業収益		
駐車場事業収入	1,804	1,799
休憩所等事業収入	69	86
高架下事業収入	66	67
受託業務事業収入	2,581	12,838
営業収益合計	4,521	14,793
営業費用		
駐車場事業費	1,582	1,532
休憩所等事業費	52	75
高架下事業費	28	30
受託業務事業費	2,581	12,625
営業費用合計	4,245	14,264
関連事業営業利益	※1　276	※1　528
全事業営業利益	1,274	2,544
営業外収益		
受取利息	67	12
有価証券利息	－	27
土地物件貸付料	80	80
損害賠償金	39	－
雑収入	54	82
営業外収益合計	242	203
営業外費用		
支払利息	195	182
回数券払戻引当金繰入額	36	59
雑損失	34	15
営業外費用合計	266	256
経常利益	1,250	2,491

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
特別利益		
固定資産売却益	※2　408	－
前期損益修正益	※3　442	－
特別利益合計	850	－
特別損失		
臨時損失	※4　500	※4　100
特別損失合計	500	100
税引前当期純利益	1,601	2,391
法人税、住民税及び事業税	90	1,042
過年度法人税、住民税及び事業税	524	－
法人税等調整額	－	△640
法人税等合計	615	401
当期純利益	985	1,989

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

	前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）			当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）		
区分	金額（百万円）			金額（百万円）		
Ⅰ　高速道路事業営業費用						
1　道路資産賃借料		193,464			183,405	
2　道路資産完成原価		182,814			43,588	
3　管理費用						
(1) 維持修繕費	28,568			23,215		
(2) 管理業務費	24,096			31,436		
(3) 一般管理費	8,695	61,360		6,786	61,438	
高速道路事業営業費用合計			437,639			288,432
Ⅱ　関連事業営業費用						
1　駐車場事業費						
(1) 駐車場事業原価	1,287			1,214		
(2) 一般管理費	295	1,582		318	1,532	
2　休憩所等事業費						
(1) 休憩所等事業原価	10			33		
(2) 一般管理費	42	52		42	75	
3　高架下事業費						
(1) 高架下事業原価	21			23		
(2) 一般管理費	6	28		7	30	
4　受託業務事業費						
(1) 受託業務事業費		2,581			12,625	
関連事業営業費用合計			4,245			14,264
全事業営業費用合計			441,884			302,696

(2) 科目明細書

① 高速道路事業原価明細書

	前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）			当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）		
区分	金額（百万円）			金額（百万円）		
１．営業費用						
道路資産賃借料			193,464			183,405
道路資産完成原価						
用地費						
土地代	－			294		
労務費	－			1		
外注費	－			1		
経費	－			1		
金利等	－			7		
一般管理費人件費	－			1		
一般管理費経費	－	－		1	310	
建設費						
労務費	4,920			920		
外注費	164,503			38,146		
経費	5,736			1,656		
金利等	4,011			834		
一般管理費人件費	1,609			613		
一般管理費経費	892	181,672		361	42,533	
除却工事費用その他						
労務費	0			－		
外注費	1,139			744		
経費	0			－		
一般管理費人件費	0			－		
一般管理費経費	0	1,141	182,814	－	744	43,588
管理費用						
維持修繕費						
人件費	1,535			1,546		
経費	27,033	28,568		21,668	23,215	
管理業務費						
人件費	1,682			1,689		
経費	22,413	24,096		29,746	31,436	
一般管理費						
人件費	3,033			3,255		
経費	5,662	8,695	61,360	3,530	6,786	61,438

	前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）			当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）		
区分	金額（百万円）			金額（百万円）		
２．営業外費用						
支払利息		137			138	
回数券払戻引当金繰入額		36			59	
雑損失		30	204		3	201
３．特別損失						
臨時損失			500			100
高速道路事業営業費用等合計			438,344			288,734
４．法人税、住民税及び事業税		349			811	
５．法人税等調整額		－	349		△498	312
高速道路事業総費用合計			438,693			289,046

（注）財務諸表等規則第78条第２項第６号の規定により、高速道路事業等会計規則に定める「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」を、高速道路事業に係る原価明細書として表示しております。

②　駐車場事業原価

		前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）		当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	
区分	注記番号	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
Ⅰ　労務費		31	2.4	39	3.3
Ⅱ　経費	※１	1,255	97.6	1,174	96.7
駐車場事業原価		1,287	100.0	1,214	100.0

※１　主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（百万円）	項目	当事業年度（百万円）
業務委託費	462	業務委託費	439
減価償却費	446	減価償却費	399

③　休憩所等事業原価

		前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）		当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	
区分	注記番号	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
Ⅰ　労務費		1	11.6	5	16.7
Ⅱ　経費	※１	9	88.4	27	83.3
休憩所等事業原価		10	100.0	33	100.0

※１　主な内訳は、次のとおりです。

項目	前事業年度（百万円）	項目	当事業年度（百万円）
修繕費	5	業務委託費	18
減価償却費	2	修繕費	5

④　高架下事業原価

		前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）		当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	
区分	注記番号	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
Ⅰ　労務費	※１	5	25.1	5	23.5
Ⅱ　経費		16	74.9	17	76.5
高架下事業原価		21	100.0	23	100.0

※１　主な内訳は、次のとおりです。

項目	前事業年度（百万円）	項目	当事業年度（百万円）
業務委託費	8	業務委託費	9
減価償却費	4	減価償却費	4

⑤　受託業務事業費

		前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）		当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	
区分	注記番号	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
Ⅰ　労務費	※１	674	8.1	746	3.9
Ⅱ　経費		7,634	91.9	18,233	96.1
当期総製造費用		8,309	100.0	18,980	100.0
期首受託業務前払金		22,899		28,626	
合計		31,208		47,607	
期末受託業務前払金		28,626		34,981	
受託業務事業費		2,581		12,625	

※１　主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度（百万円）	項目	当事業年度（百万円）
外注費	6,138	外注費	14,020
業務委託費	329	土地代	1,376

２　原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

⑥　高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費のうち主なものは次のとおりであります。

前事業年度（自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）

広告宣伝費	2,202百万円
業務委託費	1,888百万円
給料手当	1,574百万円
退職給付費用	685百万円
賃借料	661百万円
租税公課	528百万円
賞与引当金繰入額	443百万円
減価償却費	217百万円
役員退職慰労引当金繰入額	7百万円

（注）一般管理費の合計は9,039百万円であります。

当事業年度（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）

給料手当	1,608百万円
業務委託費	1,514百万円
退職給付費用	859百万円
賃借料	698百万円
租税公課	502百万円
広告宣伝費	487百万円
賞与引当金繰入額	459百万円
減価償却費	236百万円
役員退職慰労引当金繰入額	7百万円

（注）一般管理費の合計は7,154百万円であります。

③【株主資本等変動計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	13,500	13,500
当期末残高	13,500	13,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	13,500	13,500
当期末残高	13,500	13,500
資本剰余金合計		
前期末残高	13,500	13,500
当期末残高	13,500	13,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	－	1,006
当期変動額		
別途積立金の積立	1,006	774
当期変動額合計	1,006	774
当期末残高	1,006	1,780
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,006	985
当期変動額		
別途積立金の積立	△1,006	△774
当期純利益	985	1,989
当期変動額合計	△20	1,215
当期末残高	985	2,201
利益剰余金合計		
前期末残高	1,006	1,992
当期変動額		
別途積立金の積立	－	－
当期純利益	985	1,989
当期変動額合計	985	1,989
当期末残高	1,992	3,981
株主資本合計		
前期末残高	28,006	28,992
当期変動額		
当期純利益	985	1,989
当期変動額合計	985	1,989
当期末残高	28,992	30,981
純資産合計		
前期末残高	28,006	28,992
当期変動額		
当期純利益	985	1,989
当期変動額合計	985	1,989
当期末残高	28,992	30,981

【重要な会計方針】

	前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
１　有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。 (2) その他有価証券 （時価のないもの） 移動平均法による原価法によっております。	(1) 子会社株式 同左 (2) その他有価証券 （時価のないもの） 同左
２　たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 (2) 貯蔵品 主に先入先出法による原価法によっております。	(1) 仕掛道路資産 同左 (2) 貯蔵品 主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。 （会計方針の変更） 当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　平成18年７月５日）が適用されたことに伴い、貯蔵品の評価基準及び評価方法に同会計基準を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

	前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
３　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　２～50年 構築物　２～45年 機械及び装置　２～17年 なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。 （会計方針の変更） 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年３月30日法律第６号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年３月30日政令第83号））に伴い、当事業年度より平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 （追加情報） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年３月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の５％に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の５％相当額と備忘価額との差額を５年間に亘り均等償却し、減価償却費に含めて計上することとしております。 なお、当事業年度においては、前事業年度末に取得価額の５％に到達した資産がないため、これによる損益に与える影響はありません。	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　２～50年 構築物　２～45年 機械及び装置　２～17年 なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。 （追加情報） 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成20年４月30日法律第23号）及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」（平成20年４月30日財務省令第32号））に伴い、当事業年度より一部の有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
	(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。	(2) 無形固定資産 同左
４　繰延資産の処理方法	(1) 道路建設関係社債発行費 支出時に償却しております。	(1) 道路建設関係社債発行費 同左

	前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
5　引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。 (3) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 回数券払戻引当金 同左 (4) 退職給付引当金 同左 (5) 役員退職慰労引当金 同左
6　リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	――――――
7　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 完成工事高の計上基準 ①　道路資産完成高 工事完成基準によっております。 ②　工事に係る受託業務収入 工事完成基準によっております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ――――――	(1) 完成工事高の計上基準 ①　道路資産完成高 同左 ②　工事に係る受託業務収入 同左 (2) 消費税等の会計処理 同左 (3) リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年３月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

【会計方針の変更】

前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
――――――	（リース取引に関する会計基準） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会　会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によることとしております。 当事業年度においては、該当するリース取引がないため、これによる損益に与える影響はありません。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

【表示方法の変更】

前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
（貸借対照表） 前事業年度において、流動資産の「現金及び預金」として表示しておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」の改正（日本公認会計士協会　平成19年７月４日　会計制度委員会報告第14号）及び「財務諸表等規則ガイドライン」の改正に伴い、当事業年度から「有価証券」として表示しております。なお、前事業年度における流動資産の「現金及び預金」に含まれる譲渡性預金は38,000百万円であります。	――――――

【注記事項】

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成20年３月31日）	当事業年度 （平成21年３月31日）
※１　担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第８条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債77,285百万円の一般担保に供しております。 ※２　関係会社に対する主な債務 高速道路事業営業未払金　5,705百万円 ３　偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務1,048,319百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、197,108百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 ※４　重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が190,405百万円減少しております。そのうち30,258百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る160,147百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。	※１　担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第８条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債115,714百万円の一般担保に供しております。 ※２　関係会社に対する主な債務 高速道路事業営業未払金　5,420百万円 ３　偶発債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。 (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務807,619百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、227,833百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。 ※４　重畳的債務引受け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係長期借入金が44,567百万円減少しております。そのうち6,337百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る38,230百万円については、道路建設関係長期借入金の重畳的債務引受けがなされた額です。 ※５　高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担金額 21百万円 ※６　担保受入金融資産 短期貸付金には、22,988百万円の現先取引が含まれております。これにより現先有価証券の売手から担保として受入れた有価証券の内容及び期末時価は、次のとおりであります。 内容　債券 時価　22,988百万円

前事業年度 （平成20年３月31日）	当事業年度 （平成21年３月31日）
※７　関連事業固定資産内訳 （1）有形固定資産 駐車場事業　4,035百万円 休憩所等事業　469百万円 高架下事業　14百万円 有形固定資産　4,520百万円	※７　関連事業固定資産内訳 （1）有形固定資産 駐車場事業　3,670百万円 休憩所等事業　467百万円 高架下事業　10百万円 有形固定資産　4,148百万円
８　当座貸越契約 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。 当座貸越極度額 ㈱みずほコーポレート銀行　8,000百万円 ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行　4,000百万円 ㈱三井住友銀行　4,000百万円 ㈱横浜銀行　4,000百万円 借入実行残高　－ 差引額　20,000百万円	８　当座貸越契約 同左 当座貸越極度額 ㈱みずほコーポレート銀行　8,000百万円 ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行　4,000百万円 ㈱三井住友銀行　4,000百万円 ㈱横浜銀行　4,000百万円 借入実行残高　－ 差引額　20,000百万円

（損益計算書関係）

前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
※１　関連事業営業利益の内訳 駐車場事業営業利益　222百万円 休憩所等事業営業利益　16百万円 高架下事業営業利益　37百万円 受託業務事業営業損失　0百万円 関連事業営業利益　276百万円	※１　関連事業営業利益の内訳 駐車場事業営業利益　267百万円 休憩所等事業営業利益　10百万円 高架下事業営業利益　37百万円 受託業務事業営業利益　213百万円 関連事業営業利益　528百万円
※２　固定資産売却益 休憩所施設の土地建物等に係る売却益　408百万円	――――
※３　前期損益修正益 修正申告に伴う固定資産等の調整益　442百万円	――――
※４　臨時損失 東京大気汚染訴訟の和解に伴う医療費助成拠出金　500百万円	※４　臨時損失 社会貢献による医療費助成制度への拠出金　100百万円
５　減価償却実施額 有形固定資産　4,089百万円 無形固定資産　555百万円	５　減価償却実施額 有形固定資産　4,437百万円 無形固定資産　621百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度末及び当事業年度末のいずれにおいても、自己株式を保有していないため該当事項はありません。

（リース取引関係）

<table>
<tr><th>前事業年度
（自　平成19年４月１日
至　平成20年３月31日）</th><th>当事業年度
（自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日）</th></tr>
<tr><td>

（借主側）

1　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1)　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額（百万円）	減価償却累計額相当額（百万円）	期末残高相当額（百万円）
機械及び装置	5	1	3
工具、器具及び備品	389	144	245
無形固定資産	92	19	73
合計	487	164	322

(2)　未経過リース料期末残高相当額

１年内	115百万円
１年超	206百万円
合計	322百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3)　支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	90百万円
減価償却費相当額	90百万円

(4)　減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

</td><td>

（借主側）

1　ファイナンス・リース取引

(1)　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

①　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額（百万円）	減価償却累計額相当額（百万円）	期末残高相当額（百万円）
機械及び装置	5	2	2
工具、器具及び備品	389	238	150
無形固定資産	92	39	52
合計	487	280	206

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

②　未経過リース料期末残高相当額

１年内	115百万円
１年超	90百万円
合計	206百万円

(注) 同左

③　支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	115百万円
減価償却費相当額	115百万円

④　減価償却費相当額の算定方法

同左

</td></tr>
</table>

前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
２　オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料 １年内　197,440百万円 １年超　11,561,832百万円 合計　11,759,273百万円 （注）１．道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね５年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。 ２．道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。 ３．平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理しましたが、この額は反映させておりません。	２　オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 道路資産の未経過リース料 １年内　193,928百万円 １年超　10,890,635百万円 合計　11,084,563百万円 道路資産以外の未経過リース料 １年内　35百万円 １年超　145百万円 合計　180百万円 （注）１．同左 ２．同左 ３．平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理し、また、平成20年度において、実績料金収入が減算基準額を下回ったことにより、協定に定める道路資産の貸付料を14,035百万円減額しておりますが、この額は反映させておりません。

（有価証券関係）

前事業年度及び当事業年度のいずれにおいても子会社株式で時価のあるものはありません。

（企業結合関係）

前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
――――――	１　共通支配下の取引等 連結財務諸表「注記事項（企業結合関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成20年３月31日）		当事業年度 （平成21年３月31日）	
１　繰延税金資産の発生の主な原因別内訳		１　繰延税金資産の発生の主な原因別内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
貸倒引当金	51百万円	貸倒引当金	60百万円
賞与引当金	334百万円	賞与引当金	344百万円
回数券払戻引当金	10百万円	回数券払戻引当金	12百万円
退職給付引当金	12,037百万円	退職給付引当金	12,128百万円
役員退職慰労引当金	12百万円	役員退職慰労引当金	12百万円
未払事業税	29百万円	未払事業税	171百万円
その他	19百万円	その他	17百万円
繰延税金資産小計	12,496百万円	繰延税金資産小計	12,748百万円
評価性引当額	△12,496百万円	評価性引当額	△12,108百万円
繰延税金資産合計	－	繰延税金資産合計	640百万円
２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%	法定実効税率	40.7%
（調整）		（調整）	
住民税均等割等	1.1%	住民税均等割等	0.7%
過少申告加算税等	2.9%	情報基盤強化税制特別控除	△8.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	評価性引当額の増減	△16.2%
評価性引当額の増減	△6.2%	その他	0.1%
その他	△0.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.4%		

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）		当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	
１株当たり純資産額	1,073.80円	１株当たり純資産額	1,147.47円
１株当たり当期純利益金額	36.51円	１株当たり当期純利益金額	73.67円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
損益計算書上の当期純利益金額（百万円）	985	1,989
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（百万円）	985	1,989
普通株式の期中平均株式数（千株）	27,000	27,000

３．１株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度末 （平成20年３月31日）	当事業年度末 （平成21年３月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	28,992	30,981
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－	－
普通株式に係る期末純資産額（百万円）	28,992	30,981
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	27,000	27,000

（重要な後発事象）

前事業年度 （自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日）	当事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）
１　多額な社債の発行 当社は、平成20年３月19日開催の取締役会の決議（政府保証債185億円以内）に基づき、平成20年４月１日以降、以下の条件で社債（政府保証債）を発行しました。 区分　政府保証第６回首都高速道路株式会社債券 発行総額　金100億円 利率　年1.7パーセント 償還方法　満期一括 発行価額　額面100円につき金99円60銭 払込期日　平成20年５月28日 償還期日　平成30年５月28日 担保　一般担保 資金の使途　高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第５条第１項第１号及び第２号の事業の資金に充当 その他　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受 ２　重要な子会社等の設立について 当社は、平成20年５月15日開催の取締役会において、首都高速道路の安全・円滑なサービスの提供に不可欠な維持修繕業務のうち、道路構造物の点検に係る業務を行う子会社として、首都高技術㈱を新たに設立することを決議し、６月６日に設立しました。７月１日の営業開始に向け準備を進めています。 新設会社の概要は次のとおりです。 (1)設立した会社の名称　首都高技術㈱ ①設立した会社の事業内容、規模 事業内容　維持修繕業務（構造物点検） 資本金　40百万円 ②取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 取得した株式の数　800株 取得価額　40百万円 取得後の持分比率　100.0％	１　多額な資金の借入 当社は、平成21年３月19日開催の取締役会の決議（借入金（長期）686億円以内）に基づき、平成21年４月１日以降、以下の条件で借入を実行いたしました。 区分　金融機関からの借入 借入先の名称　株式会社みずほコーポレート銀行他12金融機関 借入金額　金160億円 返済方法　満期一括 借入実行日　平成21年５月15日 返済期限　平成26年５月15日 担保　無担保 資金の使途　高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第５条第１項第１号及び第２号の事業の資金に充当 その他　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

（単位：百万円）

区分	資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	当期償却費	差引期末簿価
高速道路事業固定資産	有形固定資産	建物	905	98	4	998	166	51	832
		構築物	17,469	1,454	74	18,849	2,545	822	16,304
		機械及び装置	29,642	21,351	9,813	41,181	5,909	2,663	35,271
		車両運搬具	994	132	2	1,123	488	181	635
		工具、器具及び備品	111	133	14	230	63	24	166
		土地	268	－	－	268	－	－	268
		建設仮勘定	3,141	21,877	23,198	1,819	－	－	1,819
		計	52,533	45,047	33,108	64,472	9,173	3,744	55,299
	無形固定資産		797	323	402	717	－	－	717
	合計		53,330	45,371	33,511	65,190	9,173	3,744	56,016
駐車場事業固定資産	有形固定資産	建物	4,995	36	13	5,018	1,400	380	3,617
		構築物	1	－	－	1	1	0	0
		機械及び装置	109	－	109	－	－	－	－
		工具、器具及び備品	2	110	－	112	59	16	52
		建設仮勘定	－	37	37	0	－	－	0
		計	5,108	183	159	5,132	1,461	397	3,670
	合計		5,108	183	159	5,132	1,461	397	3,670
休憩所等事業固定資産	有形固定資産	建物	99	－	－	99	7	2	92
		土地	375	－	－	375	－	－	375
		計	474	－	－	474	7	2	467
	合計		474	－	－	474	7	2	467
高架下事業固定資産	有形固定資産	建物	24	－	－	24	15	4	9
		構築物	1	－	－	1	0	0	0
		計	25	－	－	25	15	4	10
	合計		25	－	－	25	15	4	10
各事業共用固定資産	有形固定資産	建物	4,959	400	65	5,295	908	258	4,386
		構築物	25	0	－	26	13	3	13
		機械及び装置	2	8	0	11	1	0	9
		車両運搬具	48	－	0	48	18	7	29
		工具、器具及び備品	138	30	7	160	80	20	80
		土地	7,372	－	－	7,372	－	－	7,372
		建設仮勘定	67	417	443	42	－	－	42
		計	12,614	857	517	12,955	1,021	290 (180)	11,933 (11,110)
	無形固定資産		1,104	235	473	866 (806)	－	－	866
	合計		13,719	1,092	990	13,821	1,021	290	12,800
その他の固定資産	有形固定資産	土地	0	－	0	0	－	－	0
	合計		0	－	0	0	－	－	0 (0)

（注）１．各事業共用固定資産の主なものは庁舎、宿舎となっております。
２．括弧書きは高速道路事業配賦分となっております。
配賦基準は、当期償却費は勤務時間比、期末残高及び差引期末簿価は固定資産比となっております。
３．当期増加額のうち主なものは以下のとおりです。
高速道路事業固定資産（機械及び装置）　ＥＴＣ中央装置　3,765百万円
当期減少額のうち主なものは以下のとおりです。
高速道路事業固定資産（機械及び装置）　車線制御装置　2,984百万円

【引当金明細表】

区分	前期末残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（目的使用）（百万円）	当期減少額（その他）（百万円）	当期末残高（百万円）
貸倒引当金	158	103	54	－	207
賞与引当金	822	2,720	2,697	－	845
回数券払戻引当金	24	59	52	－	30
役員退職慰労引当金	31	13	12	－	31

（２）【主な資産及び負債の内容】

Ⅰ　流動資産

１　現金及び預金

内訳	金額（百万円）
現金	227
預金	
普通預金	6,374
合計	6,601

２　高速道路事業営業未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	16,251
国土交通省	5,739
㈱ジェーシービー	2,782
三井住友カード㈱	2,371
トヨタファイナンス㈱	2,077
その他	11,162
合計	40,384

(2) 高速道路事業営業未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高（百万円） (A)	当期発生高（百万円） (B)	当期回収高（百万円） (C)	次期繰越高（百万円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
22,531	295,114	277,260	40,384	87.2	38

（注）　消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

３　未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
麹町税務署	2,984
国土交通省	672
東京都	506
横浜市	27
首都高速道路サービス㈱	21
その他	76
合計	4,289

(2) 未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高（百万円） (A)	当期発生高（百万円） (B)	当期回収高（百万円） (C)	次期繰越高（百万円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
1,662	44,788	42,161	4,289	90.7	24

（注）　消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

4　たな卸資産

(1) 仕掛道路資産

科目		前期末残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）
用地費	土地代	24,669	8,653	595	32,727
	労務費	1,974	345	14	2,306
	外注費	1,489	906	4	2,391
	経費	21,565	2,796	3,319	21,041
	金利等	1,063	574	7	1,630
	一般管理費人件費	819	273	1	1,091
	一般管理費経費	2,473	3,282	1	5,753
	計	54,056	16,831	3,945	66,942
建設費（除却工事費用その他を含む。）	材料費	2	－	－	2
	労務費	8,124	2,903	920	10,107
	外注費	166,136	87,209	38,891	214,454
	経費	44,929	2,613	1,656	45,886
	金利等	4,654	2,360	834	6,180
	一般管理費人件費	3,938	2,291	613	5,617
	一般管理費経費	2,493	1,231	361	3,363
	計	230,280	98,609	43,278	285,611
合計		284,336	115,441	47,223	352,554

（注）当期減少額のうち主なものは、都道首都高速晴海線の供用（23,432百万円）によるものです。

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の期末残高

路線名	当期末残高（百万円）
都道首都高速目黒板橋線	186,126
都道首都高速晴海線	196
都道首都高速品川目黒線	11,283
川崎市道高速縦貫線	27,377
横浜市道高速横浜環状北線	66,006
合計	286,991

(2) 貯蔵品

内訳	金額（百万円）
残土処理券	97
凍結防止剤	46
その他	33
合計	177

5　受託業務前払金

区分	金額（百万円）
受託業務前払金	34,981
合計	34,981

Ⅱ　流動負債

1　高速道路事業営業未払金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	17,343
パナソニックシステムソリューションズジャパン㈱	3,641
鹿島建設㈱	3,419
㈱東芝	2,558
三菱重工業㈱	1,370
その他	15,758
合計	44,092

2　未払金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
横河工事㈱	405
戸田建設㈱	131
櫻井工業㈱	122
白井建設㈱	92
三菱電機㈱	81
その他	1,125
合計	1,959

3　受託業務前受金

区分	金額（百万円）
受託業務前受金	39,308
合計	39,308

Ⅲ　固定負債

1　道路建設関係社債

銘柄	金額（百万円）
政府保証第１回首都高速道路株式会社債券	9,948
政府保証第２回首都高速道路株式会社債券	9,981
政府保証第３回首都高速道路株式会社債券	17,131
政府保証第４回首都高速道路株式会社債券	9,936
政府保証第５回首都高速道路株式会社債券	10,325
政府保証第６回首都高速道路株式会社債券	9,963
政府保証第７回首都高速道路株式会社債券	8,433
首都高速道路株式会社第１回社債	9,998
首都高速道路株式会社第２回社債	9,998
首都高速道路株式会社第３回社債	19,996
合計	115,714

（注）発行年月、利率等につきましては、「第５経理の状況」「１連結財務諸表等」「⑤連結附属明細表」の「道路建設関係社債明細表」に記載しております。

2　道路建設関係長期借入金

借入先	金額（百万円）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（注２）	66,163 (7,710)
国土交通省（注２）	36,779 (－)
東京都（注２）	36,779 (－)
㈱みずほコーポレート銀行	29,462 (－)
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	17,517 (－)
㈱三井住友銀行	12,899 (－)
㈱横浜銀行	12,678 (－)
その他	39,189 (－)
合計	251,466 (7,710)

（注）１．（　　）内で表示した金額は返済期限が１年以内の金額で、貸借対照表には流動負債の「１年以内返済予定長期借入金」として計上しています。
また、上記合計金額251,466百万円から１年以内返済予定長期借入金7,710百万円を控除した243,756百万円は、固定負債の「道路建設関係長期借入金」として計上しています。
２．無利子の借入です。

３　その他の長期借入金

借入先	金額（百万円）
㈱みずほコーポレート銀行	9,405 (2,053)
㈱三井住友銀行	3,061 (487)
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	2,860 (285)
㈱山梨中央銀行	2,860 (285)
農林中央金庫	1,860 (－)
信金中央金庫	1,860 (－)
第一生命保険(相)	1,000 (－)
合計	22,907 (3,112)

（注）　（　　）内で表示した金額は返済期限が１年以内の金額で、貸借対照表には流動負債の「１年以内返済予定長期借入金」として計上しています。
また、上記合計金額22,907百万円から１年以内返済予定長期借入金3,112百万円を控除した19,794百万円は、固定負債の「その他の長期借入金」として計上しています。

４　退職給付引当金

区分	金額（百万円）
退職給付債務	44,478
年金資産	△10,366
未認識数理計算上の差異	△4,310
合計	29,800

（３）【その他】
記載事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	４月１日から３月31日まで
定時株主総会	６月中
基準日	３月31日
株券の種類	１株券、10株券、100株券、1,000株券及びその他必要券種
剰余金の配当の基準日	９月30日 ３月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区霞が関一丁目４番１号　首都高速道路株式会社経営企画部
株主名簿管理人	－
取次所	－
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券に係る印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	－
株主名簿管理人	－
取次所	－
買取手数料	－
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）　当社は、株券発行会社でありますが、株主２名（合計14,533,319株を保有）から株券不所持の申し出を受け、その株式については株券不発行となっております。

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の７第１項の適用はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書　（　事業年度 自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日 ）　平成20年６月27日
及びその添付書類　（第２期）　関東財務局長に提出

(2) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類　平成20年９月１日
関東財務局長に提出

(3) 発行登録追補書類及びその添付書類　平成20年10月７日
関東財務局長に提出

(4) 有価証券報告書の訂正報告書　平成20年６月10日
関東財務局長に提出

事業年度（第２期）（自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書　平成20年９月26日
関東財務局長に提出

事業年度（第３期）（自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(6) 半期報告書　（　第４期中　自　平成20年４月１日　至　平成20年９月30日　）　平成20年12月22日
関東財務局長に提出

(7) 有価証券届出書の訂正届出書　平成20年６月10日
関東財務局長に提出

平成19年２月26日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(8) 有価証券届出書の訂正届出書　平成20年６月10日
関東財務局長に提出

平成20年２月４日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(9) 訂正発行登録書　平成20年９月26日
平成20年12月22日
関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

該当事項はありません。

第２【保証会社以外の会社の情報】

１【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第１回ないし第３回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第１項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注１）に係る道路資産（注２）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第51条第２項ないし第４項の規定により機構に帰属する時（注３）において、機構法第14条第１項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については「第一部　企業情報　第２　事業の状況　７　財政状態及び経営成績の分析　(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について　②　機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

（注）１．高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第２条第２項に規定する高速道路をいいます。
２．道路（道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
３．当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

＜対象となる社債＞　（平成21年３月31日現在）

銘　柄	発行年月日	発行価額の総額（百万円）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
首都高速道路株式会社　第１回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成19年３月26日	9,997	非上場
首都高速道路株式会社　第２回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成20年２月27日	9,998	非上場
首都高速道路株式会社　第３回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	平成20年10月14日	19,996	非上場

２【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

３【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月１日に設立された独立行政法人です。

平成21年３月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

① 名称　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

② 設立根拠法　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

③ 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋二丁目８番６号

子会社及び関連会社はございません。

④ 役員　　機構法第７条第１項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事２人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第２項の規定により、役員として理事３人以内を置くことができるとされており、平成21年３月31日現在、３名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は４年、理事及び監事の任期は２年であります。

⑤ 資本金及び資本構成

平成20年３月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

Ⅰ　資本金	4,728,074百万円
政府出資金	3,567,622百万円
地方公共団体出資金	1,160,452百万円
Ⅱ　資本剰余金	847,500百万円
資本剰余金	31百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外減価償却累計額	△1,403百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
Ⅲ　利益剰余金	836,208百万円
純資産合計	6,411,783百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の２の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第４項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第５号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥　事業の内容

(a) 目的　　高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること

(b) 業務の範囲　（ｉ）高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け

（ⅱ）承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）

（ⅲ）協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）

（ⅳ）政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け

（ⅴ）国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け

（ⅵ）政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け

（ⅶ）高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成

（ⅷ）高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務

（ⅸ）本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務

（ｘ）本州と四国を連絡する鉄道施設の管理

（ｘｉ）（ｘ）の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

（ｉ）機構法

（ⅱ）独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）

（ⅲ）独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）

（ⅳ）通則法

（ⅴ）日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）

（ⅵ）高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第１項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月１日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第２項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第２条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部　企業情報　第２　事業の状況　４　事業等のリスク　１．民営化について」を、また協定については「第一部　企業情報　第２　事業の状況　５　経営上の重要な契約等　(1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

第３【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年６月27日

首都高速道路株式会社

取締役会　御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐原　和正	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	加藤　暢一	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	荒張　健	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の平成20年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、社債の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年６月26日

首都高速道路株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐原　和正	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤　暢一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒張　健	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の平成21年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、多額な資金の借入に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年６月27日

首都高速道路株式会社

取締役会　御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐原　和正	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	加藤　暢一	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	荒張　健	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの第３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社の平成20年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、社債の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年６月26日

首都高速道路株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐原　和正	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤　暢一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒張　健	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社の平成21年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、多額な資金の借入に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています